

会議録第 28 号（16 の 28）

五戸町議会第 28 回定例会会議録

令和元年 6 月 11 日

招 集

五戸町議会議務局

五戸町議会第28回定例会会議録

目次

ページ

会期	1
町長提出議案件名	1
議員提出議案件名	2

□6月11日（火曜日）第1号

招集告示	3
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
応招議員	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開会宣告・開議	6
相内樹里議員及び柏田匡智議員の仮議席の指定	6
議長の選挙	6
議長の当選承諾及び挨拶	8
休憩・開議	8
諸般の報告の朗読省略	9
議席の一部変更	9
相内樹里議員及び柏田匡智議員の議席の指定	9
休憩・開議	9
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
相内樹里議員及び柏田匡智議員の常任委員の選任	10
日程の追加について	10
休憩・開議	11
議会運営委員の選任	11

休憩・開議	1 1
議会運営委員長の互選結果の報告	1 1
報告第 1 号並びに議案第 4 5 号から議案第 6 2 号まで一括議題	1 1
提案理由説明（町長 三浦正名君）	1 1
休会期間の決定	1 6
散会	1 6

□ 6 月 1 3 日（木曜日）第 2 号

議事日程	1 7
本日の会議に付した事件	1 7
出席議員	1 7
欠席議員	1 7
事務局出席職員氏名	1 7
説明のため出席した者の職氏名	1 7
開議	1 9
諸般の報告の朗読省略	1 9
一般質問	
◎鈴木隆也議員（一括）(1)これからの町立中学校の部活動の在り方について (2) スポーツにおいて、高いレベルを目指す子どもたちに経済的支援をする枠組みの整備について (3)町立小中学校の植栽管理や除草作業など施設建物以外の管理主体について (4)「地域学」の取り組みについて	1 9
答弁（教育委員会教育長 柳町靖彦君）	2 1
○鈴木隆也君（再質問）(1)これからの町立中学校の部活動の在り方について (2) スポーツにおいて、高いレベルを目指す子どもたちに経済的支援をする枠組みの整備について (3)町立小中学校の植栽管理や除草作業など施設建物以外の管理主体について (4)「地域学」の取り組みについて	2 4
休憩・開議	2 6
答弁（教育委員会教育長 柳町靖彦君）	2 6

○鈴木隆也君（再質問）(1)これからの町立中学校の部活動の在り方について（2） スポーツにおいて、高いレベルを目指す子どもたちに経済的支援をする枠組みの整備について（3）町立小中学校の植栽管理や除草作業など施設建物以外の管理主体について（4）「地域学」の取り組みについて……………	29
答弁（教育委員会教育長 柳町靖彦君）……………	31
○鈴木隆也君（再質問）(1)これからの町立中学校の部活動の在り方について（2） スポーツにおいて、高いレベルを目指す子どもたちに経済的支援をする枠組みの整備について（3）町立小中学校の植栽管理や除草作業など施設建物以外の管理主体について（4）「地域学」の取り組みについて……………	32
◎豊田孝夫君（一問一答）(1)投票区、投票所変更後の有権者の投票行動について (2)農業振興に係る農道や水路の整備と補修、経営方法や資格の取得、環境等に配慮した生産対策について……………	33
答弁（町長 三浦正名君）……………	34
同じ（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）……………	36
○豊田孝夫君（再質問）(1)投票区、投票所変更後の有権者の投票行動について……………	38
答弁（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）……………	38
○豊田孝夫君（再質問）(1)投票区、投票所変更後の有権者の投票行動について……………	39
答弁（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）……………	41
○豊田孝夫君（再質問）(1)投票区、投票所変更後の有権者の投票行動について (2)農業振興に係る農道や水路の整備と補修、経営方法や資格の取得、環境等に配慮した生産対策について……………	41
答弁（農林課長 中村弘幸君）……………	41
○豊田孝夫君（再質問）(2)農業振興に係る農道や水路の整備と補修、経営方法や資格の取得、環境等に配慮した生産対策について……………	41
答弁（農林課長 中村弘幸君）……………	42
○豊田孝夫君（再質問）(2)農業振興に係る農道や水路の整備と補修、経営方法や資格の取得、環境等に配慮した生産対策について……………	42
答弁（農林課長 中村弘幸君）……………	43

○豊田孝夫君（再質問）(2)農業振興に係る農道や水路の整備と補修、経営方法や資格の取得、環境等に配慮した生産対策について	4 3
答弁（農林課長 中村弘幸君）	4 4
○豊田孝夫君（再質問）(2)農業振興に係る農道や水路の整備と補修、経営方法や資格の取得、環境等に配慮した生産対策について	4 4
答弁（農林課長 中村弘幸君）	4 4
○豊田孝夫君（再質問）(2)農業振興に係る農道や水路の整備と補修、経営方法や資格の取得、環境等に配慮した生産対策について	4 4
答弁（農林課長 中村弘幸君）	4 5
○豊田孝夫君（再質問）(2)農業振興に係る農道や水路の整備と補修、経営方法や資格の取得、環境等に配慮した生産対策について	4 6
◎尾形裕之君（一問一答）(1)「助成団体要覧」の活用について (2)五戸川の落差工、合同墓、地産地消条例、手話条例について (3)町議会議員補欠選挙における選挙ポスター掲示場追加の経緯と今後について	4 6
答弁（町長 三浦正名君）	4 7
同じ（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）	4 9
○尾形裕之君（再質問）(1)「助成団体要覧」の活用について (2)五戸川の落差工、合同墓、地産地消条例、手話条例について	4 9
答弁（町長 三浦正名君）	5 0
○尾形裕之君（再質問）(3)町議会議員補欠選挙における選挙ポスター掲示場追加の経緯と今後について	5 0
答弁（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）	5 0
○尾形裕之君（再質問）(3)町議会議員補欠選挙における選挙ポスター掲示場追加の経緯と今後について	5 0
休憩・開議	5 1
◎松山泰治君（一問一答）(1)スポーツの振興と活性化について	5 1
答弁（教育委員会教育長 柳町靖彦君）	5 2
○松山泰治君（再質問）(1)スポーツの振興と活性化について	5 5
◎高山浩司君（一問一答）(1)消費税増税について (2)高齢者の免許自主返納につ	

いて (3) 児童・生徒の通学、下校時の安全対策に ついて	5 6
答弁 (町長 三浦正名君)	5 8
同じ (教育委員会教育長 柳町靖彦君)	5 8
○高山浩司君 (再質問) (1) 消費税増税について	6 0
答弁 (町長 三浦正名君)	6 0
○高山浩司君 (再質問) (1) 消費税増税について	6 1
答弁 (町長 三浦正名君)	6 2
○高山浩司君 (再質問) (1) 消費税増税について (2) 高齢者の免許自主返納につい て	6 2
答弁 (参事・総務課長事務取扱 服部 勤君)	6 3
○高山浩司君 (再質問) (2) 高齢者の免許自主返納について	6 4
答弁 (参事・総務課長事務取扱 服部 勤君)	6 4
○高山浩司君 (再質問) (2) 高齢者の免許自主返納について	6 4
答弁 (参事・総務課長事務取扱 服部 勤君)	6 4
○高山浩司君 (再質問) (2) 高齢者の免許自主返納について (3) 児童・生徒の通 学、下校時の安全対策について	6 5
答弁 (教育委員会教育課長 志村 要君)	6 5
○高山浩司君 (再質問) (3) 児童・生徒の通学、下校時の安全対策について	6 5
答弁 (建設課長 松坂 力君)	6 5
○高山浩司君 (再質問) (3) 児童・生徒の通学、下校時の安全対策について	6 6
一般質問終結	6 6
散会	6 6

□6月14日(金曜日)第3号

議事日程	6 7
本日の会議に付した事件	6 7
出席議員	6 7
欠席議員	6 8
事務局出席職員氏名	6 8

説明のため出席した者の職氏名	6 8
開議	6 9
諸般の報告の朗読省略	6 9
報告第 1 号並びに議案第 4 5 号から議案第 6 2 号まで一括議題	6 9
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	6 9
採決（原案可決）	7 0
議案第 6 3 号議題	7 0
提案理由説明省略	7 0
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	7 0
採決（原案可決）	7 1
議会案第 1 号議題	7 1
提案理由説明（三浦俊哉君）	7 1
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	7 2
採決（原案可決）	7 3
意見書提出議長一任	7 3
委員会の閉会中継続審査申出（総務委員会）	7 3
町長挨拶	7 3
閉会宣告	7 5
署名	7 7

巻末掲載

第 2 7 回定例会閉会（3 月 1 5 日）以後の諸般の報告（5 7）	7 9
令和元年 6 月 1 1 日休憩後の諸般の報告（5 8）	8 7
令和元年 6 月 1 1 日以後の諸般の報告（5 9）	8 8
令和元年 6 月 1 3 日以後の諸般の報告（6 0）	9 0
閉会中継続審査申出書	9 1

五戸町議会第28回定例会会議録

令和元年6月11日 開会

令和元年6月14日 閉会

○ 町長提出議案件名

報告第1号 五戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて
(五戸町町税条例の一部を改正する条例)

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
(五戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて
(五戸町介護保険条例の一部を改正する条例)

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度五戸町病院事業会計補正予算(第5号))

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度五戸町一般会計補正予算(第7号))

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度五戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度五戸町下水道事業特別会計補正予算(第4号))

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度五戸町農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算(第3号))

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度五戸町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号))

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号))

- 議案第 5 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(五戸町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第 5 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(五戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第 5 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 3 1 年度五戸町一般会計補正予算 (第 1 号))
- 議案第 5 9 号 五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 6 0 号 令和元年度五戸町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 6 1 号 令和元年度五戸町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 2 号 令和元年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- (以上 1 9 件 6 月 1 1 日提出)
-

- 議案第 6 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (以上 1 件 6 月 1 4 日提出)
-

○ 議員提出議案件名

- 議会案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案
- (以上 1 件 6 月 1 4 日提出)

五戸町告示第5号

五戸町議会第28回定例会を令和元年6月11日五戸町役場議場に招集する。

令和元年5月28日

五戸町長 三浦正名

議 事 日 程 第 1 号

令和元年6月11日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 相内樹里議員及び柏田匡智議員の仮議席の指定について
- 第 2 議長選挙について
- 第 3 議席の一部変更について
- 第 4 相内樹里議員及び柏田匡智議員の議席の指定について
- 第 5 会議録署名議員の指名について
- 第 6 会期の決定について
- 第 7 相内樹里議員及び柏田匡智議員の常任委員の選任について

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 相内樹里議員及び柏田匡智議員の仮議席の指定について
- 日程第 2 議長選挙について
- 日程第 3 議席の一部変更について
- 日程第 4 相内樹里議員及び柏田匡智議員の議席の指定について
- 日程第 5 会議録署名議員の指名について
- 日程第 6 会期の決定について
- 日程第 7 相内樹里議員及び柏田匡智議員の常任委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員の選任について
- 日程第 9 報告第1号並びに議案第45号から議案第62号まで

(町長提出、提案理由説明)

○ 応招議員 17名

○ 出席議員 17名

議長	大沢博君	副議長	古田陸夫君
3番	相内樹里君	4番	柏田匡智君
5番	川崎七洋君	6番	鈴木隆也君
7番	大久保和夫君	8番	豊田孝夫君
9番	高山浩司君	10番	大沢義之君
11番	尾形裕之君	12番	松山泰治君
13番	川村浩昭君	14番	沢田良一君
16番	三浦專治郎君	17番	柏田雅俊君
18番	三浦俊哉君		

○ 欠席議員 なし

○ 事務局出席職員氏名

事務局 局長 石田博信君 主査 川内剛士君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	三浦正名君	副町長	大久保均君
参事・総務課長 事務取扱	服部勤君	総合政策課長	高谷忠憲君
企画財政課長	手倉森崇君	税務課長	赤坂恵一君
福祉課長	高嶋伸治君	健康増進課長	晴山正子君
住民課長	竹洞晴生君	農林課長	中村弘幸君
建設課長	松坂力君	会計管理者	沢向満雄君
総合病院長	安藤敏典君	総合病院事務局長	佐々木俊弥君
教育委員会			

教 育 長 柳 町 靖 彦 君 教 育 課 長 志 村 要 君
農 業 委 員 会
会 長 岩 井 壽 美 雄 君 事 務 局 長 舩 沢 実 君
選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 金 澤 孝 吉 君
代 表 監 査 委 員 前 田 一 馬 君

午前10時 開議

○副議長（古田陸夫君） これより本日をもって招集されました五戸町議会第28回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

この際、去る6月2日執行の五戸町議会議員補欠選挙において新たに議員に御当選になりました相内樹里議員及び柏田匡智議員を御紹介いたします。

○副議長（古田陸夫君） 日程第1「相内樹里議員及び柏田匡智議員の仮議席の指定について」を行います。

相内樹里議員の仮議席を9番に、柏田匡智議員の仮議席を15番に指定いたします。

○副議長（古田陸夫君） 日程第2「議長の選挙について」を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（古田陸夫君） ただいまの出席議員は17人です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は会議規則第32条第2項の規定により、川崎七洋議員、鈴木隆也議員及び大久保和夫議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（古田陸夫君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（古田陸夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（古田陸夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

〔投票〕

○事務局長（石田博信君） それでは、呼び上げいたします。

3番、川崎七洋議員。

4番、鈴木隆也議員。

5番、大久保和夫議員。

6番、豊田孝夫議員。

7番、高山浩司議員。

8番、大沢義之議員。

9番、相内樹里議員。

10番、尾形裕之議員。

11番、松山泰治議員。

12番、大沢博議員。

13番、川村浩昭議員。

14番、沢田良一議員。

15番、柏田匡智議員。

16番、三浦專治郎議員。

17番、柏田雅俊議員。

18番、三浦俊哉議員。

2番、古田陸夫副議長。

○副議長（古田陸夫君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（古田陸夫君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

川崎七洋議員、鈴木隆也議員及び大久保和夫議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（古田陸夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数、17票。有効投票16票。無効投票1票です。

有効投票のうち大沢博議員、15票。沢田良一議員、1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、大沢博議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（古田陸夫君） ただいま議長に当選されました大沢博議員が議長におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

大沢博議員、当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

〔議長 大沢 博君 登壇〕

○議長（大沢 博君） お許しをいただき、御挨拶を申し上げます。

先ほどの選挙におきまして、議長に推挙いただきました大沢博でございます。

身に余る光栄と身の引き締まる思いでいっぱいであります。

今、地方自治においては、行政と議会が切磋琢磨して、自立した自治体経営と地域の実情に応じた地域のまちづくりを進めていくことが求められています。

二元代表制の一翼を担う議会は、行政監視機能はもとより、行政立案機能の充実に向けて、精力的に取り組んでいかなければなりません。

五戸町議会では、これまで議会改革検討委員会を設置し、議会改革を推進してまいりましたが、この流れをとめることなく議会のあるべき姿と課題を協議・検討し、本町議会の現状をしっかりと自己評価した上で、議会改革の一層の推進に努めてまいります。

そして、五戸町議会は、町民の代表として負託と信頼に応えて、町民の皆様のために実行力のある議会を目指して、町民目線で全力を尽くして取り組んでまいりますので、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔議長 大沢 博君 降壇〕

○副議長（古田陸夫君） 以上で、議長の選挙を終わります。

それでは、大沢博議長、議長席にお着き願います。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 開議

○議長（大沢 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

[諸般の報告（５７）巻末掲載]

○議長（大沢 博君） 日程第３「議席の一部変更について」を行います。

議長の選挙及び今回新たに当選されました相内樹里議員、柏田匡智議員の議席に関連して
会議規則第４条第３項の規定により、議席を変更いたします。

議席を変更する議員諸君の氏名とその議席番号を事務局長に朗読させます。

石田事務局長。

○事務局長（石田博信君） それでは、朗読いたします。

議長に就任されました大沢博議長が12番から1番に。

松山泰治議員が11番から12番に。

尾形裕之議員が10番から11番に。

大沢義之議員が8番から10番に。

高山浩司議員が7番から9番に。

豊田孝夫議員が6番から8番に。

大久保和夫議員が5番から7番に。

鈴木隆也議員が4番から6番に。

川崎七洋議員が3番から5番に、それぞれ移動となります。

以上でございます。

○議長（大沢 博君） ただいま朗読したとおり、次の休憩中に議席を変更いたします。

○議長（大沢 博君） 日程第４「相内樹里議員及び柏田匡智議員の議席の指定について」を行います。

今回当選された相内樹里議員及び柏田匡智議員の議席は会議規則第４条第２項の規定により、相内樹里議員の議席を3番に、柏田匡智議員の議席を4番に指定いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時29分 開議

○議長（大沢 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大沢 博君） 日程第5「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において高山浩司議員、大沢義之議員及び尾形裕之議員を指名いたします。

○議長（大沢 博君） 日程第6「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月14日までの4日間といたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月14日までの4日間と決定しました。

○議長（大沢 博君） 日程第7「相内樹里議員及び柏田匡智議員の常任委員の選任について」を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、相内樹里議員を民生常任委員に、柏田匡智議員を経済常任委員及び広報常任委員に指名いたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました相内樹里議員を民生常任委員に、柏田匡智議員を経済常任委員及び広報常任委員に選任することに決定しました。

○議長（大沢 博君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員に欠員が出ております。

議会運営委員の選任について及び報告第1号並びに議案第45号から議案第62号までを日程に追加して議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任について及び報告第1号並びに議案第45号から議案第62号までを日程に追加することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 開議

○議長（大沢 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程1の第1「議会運営委員の選任について」を行います。

念のため申し上げます。

この議会運営委員の選任は、欠員となっています1人を選任するものです。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、三浦俊哉議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に三浦俊哉議員を選任することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（大沢 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

議会運営委員会に委員長の互選を行った結果、議会運営委員長に三浦俊哉議員が当選した旨報告がありました。

〔諸般の報告（58）巻末掲載〕

○議長（大沢 博君） 追加日程1の第2「報告第1号並びに議案第45号から議案第62号」まで19件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 本日ここに、五戸町議会第28回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

提出議案の説明に入る前に、町政の諸般の概要について御報告申し上げます。

主要農作物の状況であります。稲につきましては、田植え時期が好天に恵まれたことで田植え作業が順調に進み、ほぼ平年どおりのペースで終了しております。

ながいもにつきましては、3月中頃から始まった春堀り作業も、4月初めの降雪の影響で、当初は遅れておりましたが、その後の好天により作業は順調に進み、収穫量は例年を上回っています。しかし、昨年の台風等による長雨により、湿害が発生し、品質の低下が見られています。

にんにくにつきましては、草丈及び生葉数は平年並みか若干上回っておりますが、乾燥の影響で葉先枯れが発生しています。

りんごにつきましては、霜の被害もなく、主力品種のふじの落花日は、平年より少し早い5月15日でした。結実は園地によりバラツキがあるものの概ね良好であることから、関係機関では、摘果は、障害のない形の良い果実を見極めできるだけ早目に終えるように呼び掛けているところです。

次に、米の生産調整についてであります。主食用米の生産数量目標を、昨年より50.2ヘクタール少ない859ヘクタールとしております。農家の皆さんから受け付けをした水田営農計画の集計では、備蓄用米、輸出用米への取り組みなどにより、目標は達成できる見込みとなっております。

次に去る、6月2日に執行されました、五戸町議会議員補欠選挙において、町民の皆様から力強い御支持と信頼そして大きな期待を担われ当選の栄に浴されました柏田議員、相内議員に対しまして心からお喜びとお祝いを申し上げます。

これからはともに町政発展のため議論を尽くし、五戸町の更なる向上と新たな活気と誇りを持てるふるさと創りに向け、格段の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、これより提出議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号は、五戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成30年度における五戸町一般会計の倉石保育園の移転新築に係る認定こども園等施設整備事業、地域の防災拠点として消防屯所に設置するAED・収納ボックスの購入事業である

消防団救助能力向上資機材緊急整備事業及び管内小、中学校エアコン設置事業が年度内に完了が見込めないため、令和元年度に繰り越して実施する繰越明許費繰越計算書について報告するものであります。

議案第45号は、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄付金とするなどの地方税法の一部改正に伴い、税の賦課徴収事務上、緊急を要したため五戸町町税条例の一部を専決処分により改めたものであります。

議案第46号は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるなどの地方税法の一部改正に伴い、五戸町国民健康保険税条例の一部を専決処分により改めたものであります。

議案第47号は、低所得者の保険料の軽減強化のため介護保険法施行令の一部改正に伴い五戸町介護保険条例の一部を専決処分により改めたものであります。

議案第48号は、平成30年度五戸町病院事業会計補正予算の専決処分であります。

収益的収入においては、健診センター医業収益の他会計負担金2,614万円を減額いたしました。

収益的支出においては、病院医業費用210万8千円、医業外費用50万2千円、健診センター医業外費用10万1千円を追加いたしました。

また、資本的収入においては、出資金の一般会計出資金44万5千円を減額いたしました。

その結果、病院事業収益総額は27億9,061万8千円、病院事業費用総額は28億4,976万6千円となり、資本的収入総額は3億3,639万6千円となるものであります。

議案第49号は、平成30年度五戸町一般会計補正予算の専決処分であります。

歳入では、町税、国交付金及び地方交付税等の確定に伴い最終調整をして、町税1,700万円、地方譲与税1,297万円、地方消費税交付金7,419万円、自動車取得税交付金1,288万円、地方交付税8,194万円等を追加し、国庫支出金7,682万円、県支出金3,210万円、繰入金1億7,642万円、町債8,620万円等を減額いたしました。

歳出については、2款総務費では財政調整基金積立金1億5,023万2千円等を追加、町有林育成業務委託金料317万2千円、五戸町若者定住支援事業補助金303万3千円を減額、3款民生費では、重度心身障がい者医療費給付費、更生医療給付費併せて1,420万2千円、放課後児童クラブ支援員賃金300万円、子どものための教育・保育給付費4,541万円4千円等を減額、4款衛生費では病院事業会計健診業務負担金2,000万円、妊婦・乳児委託健康診査業務委託料440万円、乳幼児医療費給付費670万円等を減額、6款農林水産業費では農業次世代人

材投資資金538万7千円、融資主体型補助金2,462万円、経営体育成基盤整備事業費負担金547万円、農地整備費事業負担金2,710万7,000円等を減額、7款商工費では、特別保証制度保証料補助金622万8千円を減額、8款土木費では除雪作業業務委託料910万5千円、除雪機械借上料2,357万2千円、町道道路改良工事費1,349万9千円、用地測量業務委託料1,413万7千円、橋梁補修測量調査設計業務委託料1,293万9千円等を減額、10款教育費では体育センター雨樋設置工事費288万1千円等を減額、12款公債費では臨時財政対策債償還利子105万7千円、一時借入金償還利子200万円等を減額いたしました。

その結果、歳入歳出それぞれ1億7,634万3千円を減額し、予算総額は93億3,965万円となりました。

議案第50号は、平成30年度五戸町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分であります。後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い最終調整をして、歳入歳出それぞれ486万5千円を減額し、予算総額は4億5,762万3千円となりました。

議案第51号は、平成30年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分であります。保険給付費、保健事業費等の確定に伴い最終調整をして、歳入歳出それぞれ3,880万8千円を減額し、予算総額は22億9,633万2千円となりました。

議案第52号は、平成30年度五戸町下水道事業特別会計補正予算の専決処分であります。下水道事業費等の確定に伴い最終調整をして、歳入歳出それぞれ571万円を減額し、予算総額は3億8,240万7千円となりました。

議案第53号は、平成30年度五戸町農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算の専決処分であります。

農業集落排水事業費等の確定に伴い最終調整をして、歳入歳出それぞれ30万円を減額し、予算総額は1億1,044万7千円となりました。

議案第54号は、平成30年度五戸町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分であります。簡易水道事業費の確定に伴い最終調整して、歳入歳出それぞれ299万6千円を減額し、予算総額は9,153万6千円となりました。

議案第55号は、平成30年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の専決処分であります。

五戸ケーブルテレビ事業費の確定に伴い最終調整をして、歳入歳出それぞれ87万6千円を減額し、予算総額は2,983万1千円となりました。

議案第56号は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い五戸町過疎地域における固

定資産税の特別措置に関する条例の一部を専決処分により改めたものであります。

議案第57号は、承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の基本計画の同意の期限延長に伴い、五戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を専決処分により改めたものであります。

議案第58号は、平成31年度五戸町一般会計補正予算の専決処分であります。

歳入では、社会福祉センター整備のため過疎対策事業債560万円等を追加いたしました。

歳出については、3款民生費で、社会福祉センター高架水槽改修工事費682万6千円の追加、高架水槽改修工事設計業務委託料127万2千円を減額いたしました。

その結果、歳入歳出それぞれ555万4千円を追加し、予算総額は88億1,106万3千円となりました。

議案第59号五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例案は、五戸総合病院に勤務する看護師で日本看護協会が認定する看護師に対して認定看護師手当を支給するために提案するものであります。

次に5月以降の予算書についてですが、元号を改める政令の施行に伴い平成31年度五戸町一般会計予算の名称を令和元年度五戸町一般会計予算とし、元号による年表記についても令和に読み替えるものといたします。なお、特別会計予算についても同様とするものであります。

議案第60号は、令和元年度五戸町一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ2,297万円を追加し、その結果、予算総額は88億3,403万3千円となるものであります。

歳出の主なるものは、8款土木費では、橋梁補修測量調査設計業務委託料386万4千円等を追加するものであります。

10款教育費では、管内中学校施設改修工事費302万4千円、ひばり野スポーツ交流センターレストラン等改修工事費261万4千円、レストラン備品購入費479万円等を追加するものです。

これらの財源は、国庫補助金、基金繰入金及び町債を充当するものであります。

議案第61号は、令和元年度五戸町介護保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ194万6千円を追加し、その結果予算総額は、24億1,141万8千円となるものであります。

歳出では、臨時職員賃金154万3千円等を追加するもので、支払基金交付金等を充当する

ものであります。

議案第62号は、令和元年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ29万3千円を追加し、その結果予算総額は、3,071万9千円となるものであります。

歳出では、ケーブルテレビ文字放送に係る修繕料29万3千円を追加するもので、繰入金を充当するものであります。

以上、提出理由の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（大沢 博君） お諮りいたします。

明12日は、議案調整等のため休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、明12日は休会とすることに決定しました。

○議長（大沢 博君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

来る6月13日は、午前10時より本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時59分 散会

議 事 日 程 第 2 号

令和元年6月13日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問について

（鈴木隆也君、豊田孝夫君、尾形裕之君、松山泰治君及び高山浩司君の各議員）

○ 出席議員 17名

議 長	大 沢 博 君	副 議 長	古 田 陸 夫 君
3 番	相 内 樹 里 君	4 番	柏 田 匡 智 君
5 番	川 崎 七 洋 君	6 番	鈴 木 隆 也 君
7 番	大久保 和 夫 君	8 番	豊 田 孝 夫 君
9 番	高 山 浩 司 君	10 番	大 沢 義 之 君
11 番	尾 形 裕 之 君	12 番	松 山 泰 治 君
13 番	川 村 浩 昭 君	14 番	沢 田 良 一 君
16 番	三 浦 專 治 郎 君	17 番	柏 田 雅 俊 君
18 番	三 浦 俊 哉 君		

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 石 田 博 信 君 主 査 川 内 剛 士 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長 三 浦 正 名 君 副 町 長 大久保 均 君

参事・総務課長 事務取扱	服部 勤 君	総合政策課長	高谷 忠憲 君
企画財政課長	手倉森 崇 君	税務課長	赤坂 恵一 君
福祉課長	高嶋 伸治 君	健康増進課長	晴山 正子 君
住民課長	竹洞 晴生 君	農林課長	中村 弘幸 君
建設課長	松坂 力 君	会計管理者	沢向 満雄 君
総合病院事務局長	佐々木 俊弥 君		
教育委員会 教育長	柳町 靖彦 君	教育課長	志村 要 君
農業委員会 会長	岩井 壽美雄 君	事務局長	舛沢 実 君
選挙管理委員会 委員長	金澤 孝吉 君		
代表監査委員	前田 一馬 君		

午前10時 開議

○議長（大沢 博君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（59） 巻末掲載〕

○議長（大沢 博君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

鈴木隆也議員の発言を許します。

質問方式は一括質問、一括答弁です。

鈴木隆也議員。

〔6番 鈴木隆也君 登壇〕

○6番（鈴木隆也君） おはようございます。

議席番号6番、鈴木隆也でございます。

五戸町議会第28回定例会におきまして、先に提出いたしました通告書に従いまして一般質問をいたします。

まずもって、5期20年にもわたり町政運営のかじ取りをしてこられた三浦町長におかれましては、今月26日までの任期を残すものの、その長きにわたり町長という重責を全うされたことに対し心から敬意を表するとともに、はかり知れない重圧を耐え忍ばれてこられたことに対し、ただただ労うばかりであります。誠にお疲れさまでした。

三浦町長の御勇退に際し、町長が常に体现されてこられましたどちらにも偏らない姿勢、中庸の精神を、町長とは立場の違う議員の一人ではありますが、しっかりと心にとどめ、議員としての役割を果たしてまいりたいと改めて強く思うところであります。

今後は、まずはごゆっくりとお休みになられた後、これまでの経験で養われたお力を五戸町のさらなる発展のために遺憾なく発揮されますことを御期待申し上げます。

三浦町長へのこの場からの質問は、先般の3月定例会におきまして全て出し尽くしましたので、今回は方向を変えまして、五戸町の教育について、4つの項目にわたり柳町教育長に御所見をお伺いします。

まず1つ目は、これからの町立中学校の部活動のあり方についてであります。

町内の中学校では、生徒数の減少により既存の部活動の運営が厳しい状況に陥る場合が少

なくありません。また、個人競技を中心に、例えば卓球や各種武道など、多様なスポーツに取り組ませたいと望む保護者の声を多く聞きます。教育長はこれからの町立中学校の部活動のあり方をいかにお考えでしょうか。

次に、2つ目は、スポーツにおいて高いレベルを目指す子供たちに経済的支援をする枠組みの整備についてであります。

2020年に開催される東京オリンピックに、スケートボードやスポーツクライミングなど5つの新競技が追加されました。このことは、子供たちに勉強だけでなく多様なスポーツを通してそれぞれの個性を生かした夢と希望を抱かせる大変よい取り組みだと考えております。

近年、五戸町では、サッカーの手倉森誠さんやレスリングの太田忍選手、また、聴覚に障がいを持つ選手で競われるデフリンピックにおいての佐々木琢磨選手などの活躍により、全国に五戸の名を知らしめており、当町の宝であります。しかし、スポーツで一流を目指すとなると、相当の金銭的負担が生ずることは想像以上にかたくありません。スポーツにおいて高いレベルを目指す子供たちに奨学金や交通費の一部助成など、経済的支援をする枠組みを整備してはいかがでしょうか。教育長の御所見を伺います。

次に、3つ目は、町立小・中学校の植栽管理や除草作業など、施設建物以外の管理主体はどこかについてであります。

きれいに整備された緑の環境下で教育を受けることは、子供たちにとって大変重要なことであるし、多くの保護者が望むところであります。しかし、残念ながら現状はそうではありません。当町も毎年予算を充てておりますが十分ではなく、保護者の環境奉仕作業や金銭的負担に頼る場合が少なくありません。また、教職員が本来の業務ではない環境整備作業を行うのを見かけるときがございます。

教育長に伺います。町立小・中学校の植栽管理や除草作業など、施設建物以外の管理主体はどこなのでしょう。

最後に、4つ目として、「地域学」の取り組みとその重要性についてであります。

子供たちに地域の自然や風土、歴史、観光などを教えたり、触れされたり、多様な職種や職場があることを体験させたりすることは、五戸町の魅力発見につながり、若者の他地域への流出を減少させるためにも、Uターン者を増加させるためにも、地域を学ぶ「地域学」は重要な学問であると私は捉えております。

教育長にお伺いします。町立小・中学校において、どのような取り組みがどの程度行われているのでしょうか。また、「地域学」の重要性について教育長の御所見を伺います。

以上、4つの項目についてお伺いたします。

〔6番 鈴木隆也君 降壇〕

○議長（大沢 博君） 柳町教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（柳町靖彦君） それでは、お答えいたします。

1項目めの、これからの町立中学校の部活動のあり方についてでございますけれども、お答えいたします。

今、議員が言うとおりの、学校現場でも大きな問題の1つになっております。それが現状でございます。それに対して、私の今、所見という形で申し述べさせていただきますけれども、本来の中学校で行われている部活動の大きな目的の中に、共通の種目や分野に興味関心を持った子供たちが学級、学年の枠を超えて自発的、自主的に行う行動活動で、これが部活動であるかなと思っております。学校教育において極めて有意義な役割を担っており、豊かな人間関係づくりと充実した学校生活を送る上では非常に欠かせない活動であると、私自身も実際、現場でもそう考えておりました。

さて、現状を見ますと、まさに皆さん御存じのとおり、人口減少、生徒数減少傾向というよりも年々減っております。将来的に単独校でチーム編成ができない、特に団体種目の場合、部活動が出ているのが現状であります。部活動の選択肢が少ないという環境、それから、取り組みたい種目を通じた心身の健全な発達を促す上でも望ましい姿ではないと考えております。

このことから、従来からこれが小規模校においても、大規模というよりも、私どもの学校はどんどん少なくなっておるわけですが、多くの問題が出ておまして、多くの種目を選択する、まず現状分析からすれば、機会に恵まれない。それから学校で設定された限られた種目によって進められ、もう一つは居住地によって、生徒数の関係から限定した種目での活動が現在余儀なくされているのが通例、皆さん御存じのとおりだと思いますけれども、という状態です。

このような現状から、現在、中体連、三戸郡、県そして全国とあるわけですが、こちらのほうでも単独で、団体の場合、チーム編成ができない種目においては救済措置として複数校で編成した合同チームでの大会参加が認められておまして、これは高体連もそうですけれども、人数不足により活動が阻害されないよう救済措置として配慮された規定が設けられております。ただし、これはあくまでも救済措置という形で、勝利至上主義を目的とするものではないため、各校での選手確保、それから自校の努力が最優先に行われた結果、そ

れでもなおかなわない場合での承認となっております。ここまでも、まず中体連の本部としては今のところさまざま課題は上がって、この間電話して上のほうからも聞きましたけれども、おるんだそうですけれども。

このことを踏まえまして、今のところ学校教育の一環として行われている部活動においては、やはり生徒の希望を念頭に置き、生徒、教員、そして保護者との中で、教員にも生徒にも有意義な活動となるよう、各学校の実態に合った部活動のあり方について、ありきたりですけれども、やはり保護者、それから学校長、学校当局、話し合いをしながら進めていっているのが特に必要になるかなと。その学校の中でも会議等や保護者の意見との密接な共通理解といいますか、そういう立場に立って進めていくしか現状は今のところないような状態でございます。私も現在思うところでは、今とりあえずその場面しかないかなと思っております。

ただ、これに関しては、大きい究極の考えとすれば、ここは完璧に私の意見ですけれども、もう詰まって詰まってくるのであればやはり統廃合とか、現実的に考えれば、というのも視野に入れなければならないのかなと。そのためには検討委員会なり、私一人というよりも、さまざまな部局、保護者のアンケートとかそろそろとって、そろそろというよりもなのかなと。ここは完璧に私の私見ですけれども、というような状態にまで入ってきているかなと思っております。お答えになったかどうかはわかりませんが、まず1項目めです。

次に、2項目めのスポーツにおける高いレベルを目指す子供たちの奨学金、援助についてお答えいたします。

来年は東京オリンピック開催の年ということで、スポーツ界も盛り上がりを見せておりますけれども、子供たちにとって夢の舞台で活躍する選手を身近に感じ、憧れと目標を持つことができるとてもよい機会であると個人的には思っております。

このように、意欲ある子供たちをバックアップする目的で、一応スポーツ関係に関して、町としては中学生以下、児童・生徒についてスポーツ少年団助成金、それから東北大会以上出場に祝い金、それから高校生と大学生については、スポーツに特化したものではありませんけれども、進学、大きい意味で奨学資金制度など活用していただくことにより、経済的な支援を現在行っているところであります。

質問の趣旨のスポーツ界の多様性、個人種目での活躍が見られる中で、学校活動にない個人競技において高いレベルを追求したい児童・生徒に対して、現状の支援策で十分なのかという御質問かと思っておりますけれども、今後の個人種目に対する動向によりまして、そのような

児童・生徒への支援を図るべきとなった場合、これから対応していかなければならないのではないかなと思っております。ただし、現時点では現状の支援策において進めてまいりたいと考えております。

次に、3項目めの、町立小学校、中学校もこれはひっくるめてだと思えますけれども、植栽管理それから除草作業、施設管理主体について、御質問についてお答えいたします。

これはやはり管理主体は私ども教育委員会となっております。ただし、管理者となればやはり学校長となっておりますので、日ごろの校内の草刈り作業、比較的費用のかからない美化、整備などについては学校長の管理に委ねているのが現状であります。技能主事職員中心に環境美化に努めているところであります。しかし近年、各学校とも校内の樹木も大きく成長し景観を損ねているところ、それから危険と判断されるもの、枝が伸び電線などに支障を来すものなど、各学校では対処できないものも多くなっておるのが現状であります。

このような場合、学校要望等、予算書にも毎回上がってくるわけですが、現場確認行って教育委員会で対処するといった措置はとっているところでございます。環境整備については、これからも各学校長と密に連絡をとり進めていきたいと考えておりますが、児童・生徒の減少により保護者の減少もイコールになってきますので、技能主事職員、それから教職員、そして保護者の方々の協力だけでは、草刈り等含めた管理が、だんだん現場を見ておりました非常に難しくなっております。教育委員会と学校の連携により、OB、また地域の方々の御協力を得ながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

それから次に、4項目めの「地域学」の取り組みということで御質問にお答えしますけれども、管内小学校、現状におきまして地域の学習に費やしている時間、年平均各25時間という形になっております。小学校においては主に高学年、地域のよさを発見しよう、それから地域の歴史を探ろう、低学年のほうでも小学校1年生、交通巡視しながら地域を散歩したり、ただいまこのような災害とか人災ですか、さまざまあってちょっと考えなければならないんですけれども。それから3年生のところで地域の活性化について考える、それから職場体験などが実施されております。

地域学習の意義は、私もそのとおりでと思えますけれども、地域を知り理解することで育まれる郷土愛、それから地域社会の一員としての自覚が育っていくこととなりますので、地域を知ることにより地域の課題解決をしていこうとする子供の育成など、地域で働く態度ですか、目指すとともに、社会、世界の基礎となるように取り入れられておりますので、このような学習が将来において、若者の流出減少、定住など、もたらすことへの期待が込められ

た重要な学習の1つであると思っております。

実施時間については意見等あると思いますが、何分、特に小学校の今、現場が、学習指導要領というものがあまして、これに新しい、来年度からですか、外国語の活動が3年生から入ります。それから、道徳の教科化という形でこれに対応していかなければならない。現状では、今、学校現場、特に小学校の校長先生方は時間をこの中で地域の特徴を取り入れていくしか手が無いのかなとこのごろ思っております。そのため、限りある時間の中でいかにそうすれば効果的な地域学習とするかとなったとき、今度はここで教師の質が問われてくるわけですが、授業内容をもう一度、各校長とも話していますが、中身の再検証が新しく必要かなと思っております。教師の指導力ということにもつながってまいりますけれども。

また、授業以外においても、祖父母、それから地域をよく知る方々と、それから児童・生徒が触れ合うような場面、これを幾らでも多くしたいと思っておりますけれども、現実の、これから私もあれですけれども、働き方が、先生方、今度は勤務時間以外となってくると非常に、私らの年代とは違って、動きが非常に、配慮してくれば大変なことになってくるんです。ただし、現状を見ますと我が町、これに関したのものとしては、具体的には先ほどの後半の祖父母のとかこのような場面、特に小学校収穫祭とか、例を挙げればです。それから通学合宿、これも他にないような取り組みで、運営が非常に厳しくなっているんですけれども、いい取り組みだなと、自慢の1つに私は県内でもしております。

あと、中学校のほうはもうちょっとマンネリ化しているんですけれども、職場体験、3中学校とも役場とか、もう少し中身を今度、質のほうに転換していかなければなと個人的には考えておる次第でございます。

私のほうからは以上です。

○議長（大沢 博君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 柳町教育長、御答弁ありがとうございました。

このたびの私の一般質問は、一括質問、一括答弁方式をとらせていただいておりますので、一括にて再質問をさせていただきます。なお、再質問の回数は3回までと決められておりますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、1回目の再質問をいたします。

まず、1つ目でありまして今後の町立中学校の部活動のあり方についてであります。

先ほど、教育長の御答弁では3つの中学校の統廃合まで踏み込んだ考えがあるとのことで

ございました。それはまたさらに後の再質問といたしまして、まず中体連の問題について再質問させていただきます。

中学校の運動部における最も格式の高い大会、または大きな目標とされるのが中体連であります。部員数が確保されない場合、同じ町内の部活動同士で合同チームをつくることも可能だという御答弁でございましたが、恐らく相当な厳格な規則があるのかなと私は捉えております。仮に、可能であるとすれば、さまざまな制約があるのでは現実味がないと考えるわけですが、その辺の制約を含めて、本当に合同チームの参加が可能なのか。どのようにお考えでしょうか。

次に、2つ目のスポーツにおいて高いレベルを目指す子供たちへの経済的支援についてありますが、既に奨励金などの支援をする体制があるとのことでございましたが、現状を見ますと全く十分なものであるとは言えないと私は考えております。十分過ぎる支援は財政的にも難しいところではありますけれども、もう少し何とかしてあげたいというのが私の率直な感想であります。

私がこの質問をしようと考えたのは、レスリングの太田忍選手とその御家族との出会いでございました。平成28年、リオデジャネイロオリンピックで銀メダルに輝いた直後、五戸まつりで凱旋パレードをしてくださいました。記憶にまだ新しいところでございます。その後、祝賀会で御本人からいろいろとお話を伺う中で驚いたことがございました。彼いわく、そのとき初めて五戸まつりに接することができたとのことでございました。小・中学校のときはレスリングの練習に明け暮れた生活を送っていたとのことでございました。また、彼のお父さんにも話を伺うことができました。相当な家計的な御苦勞をされたとのことでございました。

これらのお話を聞いて私はふと思いました。あるスポーツに出会い、脇目も振らず努力した少年と、それを大変な思いで経済面で支えた家族がいらっしゃる。そして、それらのことが結実してつかんだ栄光です。彼らのおかげで我々はあのとき大変な元氣をもらいました。五戸町を内外にアピールできたはずです。教育長は、太田選手とその家族の御努力、また、成功をおさめた太田選手が五戸町に与えた影響をどのようにお考えになりますか。

次に、3つ目の町立小・中学校の植栽管理などの施設建物以外の管理主体についてですが、御答弁のとおり、その管理主体は当然五戸町にあります。五戸町に責任があるのだからこそ、私はもっとしっかりやってもらいたいと考えております。

昨年の夏です。ちょうど小・中学校が夏休みに入っている時期のことです。五

戸町農村環境改善センター、通称瑞穂館であったり川内支所と言われておりますが、そこである催し物が行われました。駐車場に限りがあるため隣接する川内中学校へ車をとめるように案内され、そちらに駐車し、歩いて瑞穂館に移動しているとき、全く面識のない方から声をかけられました。ここの学校は閉校して何年がたつんですかと聞かれました。当然、私もびっくりして、いやいや、閉校していませんよと。何でですかと聞かけると、その方はそうなんですかと驚かれ、グラウンドに草がぼうぼうに生え、閉校してから数年たつんじゃないかと思いましたが続けられました。私は川内中学校の卒業生であり、子供も通っている大切な場所です。教育長はこのことをどう思われますか。

次に、4つ目の「地域学」についてであります。

さまざまな取り組みがなされ、その重要性も十分に御認識されているようでまずは安心いたしました。

私、冒頭発言しましたように、「地域学」の充実が若者の他地域への流出を減少させる手段の1つであると考えているわけですが、先般、とある新聞紙面で高卒者に占める県外就職者の割合を取り上げておりました。青森県は東北地方の中でも一番その割合が高く、全国的に見ても高卒者の県外就職率が高い現状にあります。教育長はこの状況をどのように分析されますか。

以上、再質問させていただきます。

○11番（尾形裕之君） 議長、一般質問途中ですがよろしいですか。

○議長（大沢 博君） はい、どうぞ。何ですか。

○11番（尾形裕之君） 休憩願います。

○議長（大沢 博君） この際、暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 開議

○議長（大沢 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

柳町教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（柳町靖彦君） そうしましたら、再質問のほうの現状の様子、1番のほうの中体連のほうですけれども、つい最近では、当町のほうでも野球部に関しまして、何年前でしたかな、倉石中学校が9人いなくて、新郷中学校も9人そろわないで、人数がない、同士だとくっついていけばいいのか、合同チームよしというので何年か前に出場したときが

ございます。

あと、郡内のほうでもこのごろこのパターンが多くなってしまっていて、団体のほうであれば、例えばA中学校が部員が、例えばサッカーであれば11人そろわないと。もう一つのB中学校もそろわないと。そろわないときは2校、3校、何校までもよかったかそこら辺はあれですけども、というのが、高体連のに似たような感じなんですけれども、実際、当町では、私、今ぱっと思いつきで野球のほうがありました。さもなくば廃部ではないけれども、休部にしていって各大会に出られなくて次の秋季のときは出られるとかという例であれば、このごろ多くなっているんですね。例えば五中の野球部も何年か前に、廃部ではないんですけども人数そろわないので、1シーズン何か大会に出られないので次の年度に出た。たしか倉中のバスケットも何年か前にありました。

現状は、今のところそういう形でしどいていっているというのは何ですけども、ここは非常に苦しいような場面で学校長も、最終的に段階を踏んでいけば休部、最後廃部となるところはやはり地域の意見とかそのようなものも取り入れなければ、聞かなければならないんですけども。

というのが救済措置といいますか、これは私も現場にいたときに、最初のあたりは県大会どまりだったかなということだったんですけども、つい最近、係のほうから聞いたら、東北大会、全国も競技によっては合同チームも認める。全部じゃないんですよ、あと各種目によるんですけども、そういう動きが大分出てきたという感じでございます。

どうしても中体連も、私らのあたりは全国みんな中体連に入っているかということ、現状は昔から入っていないところも、大規模校、例えばこの中でも東京とか大阪のほうは中体連に入っていないところも大分あるんですね。クラブのほうがだからだんだんこれ、この後、今小学校のスポ少も大きな問題を抱えている地域もあると私ども考えているんですけども。中体連のほうはどうしても学校、地域の、やはり母校のためとかそういうのが強くなるんだけれども、今度はスポ少も何とかそこまで行き着くんだけれども、クラブとなれば、名前は五戸クラブとなっても、青森から入ろうがどこから入ろうが、地域色が薄くなってくるといいたい感じになっているのが現状です。非常に現状は苦しい状態になって、究極のところとなれば、とにかくもう人がいないということが大きな課題になって、前々から町長さんもクラブ化にいち早く進んではいるんですけども、そこからまだ動けないようなのが現状になっております。

それから、スポーツの支援のことですけども、太田選手の個人種目、非常にこれは当町

にとりまして、それから県にとりまして非常に重要な、また、大きな意義があると考えております。ただ、個人に関しての支援のことになるわけですが、ここはスポーツに対しての公的援助、今のところ現状では団体種目、中体連とか高体連というのがあるんですけれども、ただ、つい最近、個人種目に対して後でわかったとかというのもありまして、私もここは各学校長に、個人で例えば水泳などありますよね、個人で某企業さんのスイミングスクールに行っている何とかというのがあるんですけども、後で今度、我が当町にも実際にジュニアオリンピック、いいところまで、もう3歳4歳でもいます。そうしたとき、そこに関するある程度、今の規約を充当するとなれば、申請みたいな形、わずかなんですけれども援助はないわけではないんです。そこを学校のほう、小学校、中学校にももう一度徹底して、何とか援助させていきたいなと思っております。ちょっと不透明なところもありますけれども、これから検討していきたいと思っております。

それから、植栽のことについてですけれども、やはりこれは手が回らないというよりも、やはり学校長にくれぐれも、私の立場としては特に、今、川中の例が出ましたけれども、もう一つは川中の場合、外のブナや木しかないというのも非常にあるんですけれども。やはりどうしても手が回らないのであればこちらのほうにも相談いただきたいし、また、もう一つお願いは、地域の方々のボランティア、何でも地域に今ボランティアかということにもなるんですけれども、頼める分を地域の方にもお願いして、PTAまたは地域の方々の援助をいただきたいなと、このごろこう思っております。

ある学校によっては、例えば名前挙げればあれですけれども、切谷内小学校さんですか、全部芝にしていますよね。ですけれども、あれ管理するのにどうしていましたかと主任通して聞きましたら、PTA連の方々非常に大変なんだけれども、2カ月に1回ですか、1カ月に1回でなく、2カ月だか何カ月に1回、ローテーションでボランティア活動としてやっていますというところもありまして、中学校のほうも、先ほどの具体的に言えば川内中学校のほうも地域の力をかりながら、そしてどうしても足りない場合は私どもにあれしていただければなど。強くまた学校と連携組みたいなと考えております。

それから、「地域学」のことですけれども、県外就職が非常に多いということですが、このごろ現場を離れましてあれですけれども、こないだ総合政策課のほうでアンケートをとった中に、地元、年代層の違い、非常に今の子供たち、地域には素直な子が多くて、やはり中学校3年、2年あたりでのアンケート見ましても、ほとんどがやはり地元に戻ってきたいと。ただし、現状は戻ってくる場がないと言えど何だけれども、雑談の中でも、2年前

に現場を離れましたけれどもすごくそれは感じます。

私たちの年代、それから40、50あたりは、何でおらこんな町にいたくないんだという、勢いあったといえど何だけれども、当時の経済影響と絡むのかなと思いますけれども、今の児童・生徒の傾向を見ますと、やはり地元意識は、中身はどう考えているかあれですけれども、やはり戻ってきたいというのが強いと感じております。

あれがあれば、これがあれば、それに対応して、こないだ皆さんの、議会の方々の裏を大きく返せば、各学校・中学校回っていただいて、賛否両論いろいろあるかと思えますけれども、子供たちの意見も聞きながら、これも「地域学」の1つかなと私どもは思っております。

ちょっと最後のほうはお答えになりませんでしたけれども、以上です。

○議長（大沢 博君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） まず先に、私、再質問の回数を3回だと思っておりましたが、2回だという尾形議員からの御指摘がございました。私、勘違いしてそのまま進めるところでございました。お礼を申し上げます。ありがとうございました。

柳町教育長に御答弁を頂戴したんですが、できればお伺いしたことに端的にお答えしていただければ。私が次に質問したいことまで全てにわたってお答えいただくと、私の再質問がなくなってしまいますので、何とか端的に。聞いている皆さんもわかりやすいかと思えますのでよろしく願いいたします。

それでは、2回目、最後の再質問をさせていただきます。

最後の再質問ですので、まず、1つ目の今後の町立小・中学校の部活動のあり方をどう考えるか。私も本当に大変な問題であると考えております。当然、学習も大切な学校教育の1つではございますけれども、教育長の御答弁にもございましたように、スポーツを通じての人間性を育むということはないがしろにされないことではないかと思えます。

同じく冒頭、教育長は私見ではあるとした上で、3つの町内の中学校の統廃合まで視野に入れなければならないのかなという発言がございました。私もそのことについて若干考えておりました。今後、生徒数減少の中、部活動を多様な活動で維持していくのは大変難しいというのは、皆さんが共通して認識しているところがございます。部活動ありきで統廃合を考えるのは当然あってはなりませんけれども、勉強や人間性を豊かにするためにも、ある一定以上の人数がいたほうが教育の場として恵まれているのではないかと私は考えます。当然、少人数教育の良さもあることをつけ加えます。

現状、3つの中学校の生徒数を見ればまだ危機的状況ではありません。今の生徒数のまま

3つの中学校をそのまま存続させることは可能な現状になります。しかし、限界を迎えてから議論を始めるのでは遅い気がいたします。

また、3つの中学校の統合について、もう一つ念頭に置かなければならないことがございます。それは学校施設の老朽化です。国の方針に従い、当町でも校舎の長寿命化計画を策定しているところでございます。仮に、経済負担の比較的少ない長寿命化工事を計画的に行ったとしても、3つの中学校全てを行うとなると相当な負担が生ずることは容易に推察されます。財政状況を考えての学校の統合という議論は、本来避けるべきことではあると思いますが、無視することもできない課題です。

教育長は、多様な部活動の維持を初めとする教育の質の向上と施設の老朽化を念頭に置いた3つの中学校の統合をどのようにお考えか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

次に、スポーツにおける経済的支援でございます。

現段階では、団体競技だけでなく個人にも現行の枠内で経済支援をしていきたいという御回答でございました。経済支援をするというのはスポーツに限りません。学習塾へ子供を通わす家庭も一緒でございます。しかし、スポーツで一流の成績をおさめたとしても、それが就職に必ずしも直結しません。太田選手のように成功している例はほんの一握りだと考えます。だからこそ、成功してからもてはやすのではなく、町が積極的に支援をする必要があるのではないかと私は考えております。当町は教育のまち五戸をうたっております。ほかの市町村にない、先進的な、画期的な取り組みをするべきだと私は強く思います。

教育長、スポーツにおいて高いレベルを目指す子供たちへの経済支援、ぜひやってみませんか。

次に、3つ目の小・中学校の植栽管理であります。

管理主体は五戸町にあると、そして管理を指示するのは学校長にあるということでございます。教育長の御答弁にもございましたとおり、児童・生徒が大勢いた時代には、グラウンドをくまなく駆け回り、雑草の生える余地がなかったのですが、残念ながら現在は雑草に負けているのが現状でございます。

またまた上市川小学校の話で恐縮ですが、先日、運動会が行われました。事前の会場準備で保護者も除草作業を手伝いましたが、限られた労力、時間により十分とは言えるものではありませんでした。そんな中、教頭先生を初め、数名の教職員がぎりぎりまで献身的に除草作業に取り組みおられました。大変頭の下がる思いではありますが、中には先生方がやる

のは当然の義務だという意見をお持ちの方もいらっしゃるようです。

しかし、時代の流れはそうではありません。以前の一般質問で触れさせていただきましたが、文部科学省が示す教育現場での働き方改革の指針を見ますと、これまでは教職員がやって当然と思われていたことが、時間があつたらやってくださいとか、やる義務はないので外部に頼んでくださいとか、文章だけ読むと大きくさま変わりしていくと思われま

す。少なからず、除草作業などの環境整備を教職員に依存している現状を踏まえ、今後どのような指揮、指導をされていかれるのか。また、同じく教育長の御答弁にございました地域の方々への協力体制、また、PTA、保護者への協力体制を五戸町教育委員会でもしっかりとした指針で打ち出すべきだと考えますが、いかにお考えでしょうか。

次に、4つ目の「地域学」についてであります。

県内の高卒者の県外就職率の高さの分析を御答弁いただきましたが、私も教育長と同じくさまざまな要因があると考えております。

私ごとでございますが、進学に伴い県外に出て、初めての就職も県外でした。しかし、愛する郷土に帰りたいたいと思って帰ってきたわけですが、私自身のその郷土を愛する心は、小・中学生のころ、お祭りや地域の催し物に参加したりとか、身近な野山で遊んだりとか、その中で地域の温かさに触れる、そのときの実体験により形成されたものではないかなと私自身考えております。このことから、私は小・中学生への「地域学」という学問は大変大切なものであると考えております。若者の県外流出の減少のためにも、Uターン者の増加のためにも、「地域学」の推進は大切な要素の1つであります。

しかし、先ほどの教育長の御答弁では、最近その「地域学」を進める上でマンネリ化が進んでいるように思われるとのことでもございました。さらなる「地域学」の浸透には、現状の問題点を洗い出し進化させる必要があると私は思います。教育長は、現状の問題点をどのように捉えて、今後どのように進化させていくお考えでしょうか。お答え願います。

以上でございます。

○議長（大沢 博君） 柳町教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（柳町靖彦君） 1つ目の統廃合の問題にいよいよ入ってきましたけれども、こちらのほうは、やはり鈴木議員言うとおりの、私も部活動だけというのはそれはちょっと論点が違ってくるかなと。大きな意味で、ただし、将来的に私、究極のところという意味で指摘などで出しましたけれども、時間的に考えれば今のところ、私も現状では鈴木議員と同じく何とかまだ持ちこたえられる、持ちこたえられると言えば失礼ですけども何とかい

けるかなと。ただし、この先の人口動態見ていますと、どうしてもこれは避けて通られないのではないかなと。その段階で少しずつ、首長とも、そちらの関係機関とも協力しながら、町の政策課とも相談しながら、保護者アンケートとかその辺から手をかけて、そろそろというよりも、この先長いスパンで考えれば準備しなければならないのかなと思っておる現状です。

それから、スポーツの経済支援のほうなんですけれども、これも一言で言えば、これから関係部局とも検討課題に入りたいなと考えております。

それから、もう一つの3つ目の植栽関係ですけれども、これに関しましては地域の方々、それからどうしてもだめな場合は、どうしてもだめだと言えればあれですけれども、やはり私どものほうに学校のほうから、この分どうしてもやれないからという形で来るしかないかなと考えております。あとは教育委員会、それから町当局として、例えばどここの業者に最終的にはお願いするという形にもなるのかなというような感じがしております。

それから、「地域学」のことですけれども、これも大変大きな課題になるわけですけれども、地域で育って、そして一旦地方から都市部へ出て、そしてまた戻ってこれるような環境にしていければいいかなと思うんですけれども、非常に難しい問題ですよね。

あと、関係人口とか人口の動態がありますけれども、できれば地域の産業、何らかの形で戻ってこれるように、これも学校だけではとても、ちょっと無理な場面もありますので、関係機関と相談しながら、総合政策課ですか、特にそちらと連携しながら進めてまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長（大沢 博君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 以上で私の質問を終わりたいと思いますが、教育のまち五戸でございます。未来ある宝物の子供たちが健全に成長できるよう、教育の質、教育行政というものは、本当に重要なウエートを占めるものだと私は考えております。ぜひその辺をしっかりと認識していただきまして、だめなところは改善していく、新たな取り組みに着手していく、その辺をよろしく願いいたしまして終わります。ありがとうございました。

○議長（大沢 博君） 次に、豊田孝夫議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

豊田孝夫議員。

〔8番 豊田孝夫君 登壇〕

○8番（豊田孝夫君） 議席番号8番、豊田孝夫でございます。

議長の許しを得まして、第28回定例会において通告してあるとおりの一般質問をさせていただきます。

質問は2件ございます。さらに細かく区切ってあります。

質問に入ります前に、このたび勇退される現町長三浦正名氏の5期20年にわたりました町政運営に対しまして、その功績をたたえるとともに敬意と感謝を申し上げるものでございます。功績の数々はたくさんございますが、中でも財政健全化に果たした役割は大変大きく、称賛に値するものと考えております。誠にありがとうございました。そしてまた、お疲れさまでございました。

今後は十分な休養をとり、お体に留意され、奥様とともに勇退後の生活を楽しんでいただければ幸いと存じます。ただ、時には政治家の先輩として助言を求められることがあるかもしれません。その際はぜひ、快くお引き受けくださいますようお願い申し上げます。

さて、前置きはこれくらいにいたしまして、質問に入ります。

まず、第1件目ですが、選挙に関するものです。

投票区、投票所の変更がなされて初の選挙となった4月7日実施の青森県議会議員選挙、続いて、つい先日6月2日に行われました青森県知事と五戸町長選、同じく町議補選のトリプル選挙と、2度実施になりました。では、変更してから実際運用してみて、有権者の投票行動にどのような影響があったものかどうか検証してみる必要性を感じ、次の6項目についてお答え願いたいと思います。来月は参議院選挙を控えております。なおさら大事なことだと思っております。

まず、1点目ですが、前述の各選挙の前回と今回の投票率についてお知らせ願います。

2点目ですが、投票区の区割りが比較的広範囲となった12、14及び15区の投票率は、統合前と比較していかがであったか。

3点目は、投票区が統合となった区域の交通手段を巡回バスの運行で対応したが、利用者の延べ人数など利用状況はいかがであったか。また、バス以外の交通手段は考えてはいないかどうかであります。

4点目は、期日前投票所の見直しを行った結果、期日前投票を行った有権者の投票行動に変化が見られたかどうか。

5点目は、投票区、投票所の見直しを行った結果、見えてきた課題はあったかどうか。

6点目は、投票率を向上させる手段として考えられることはないかどうかであります。

次に、2件目ですが、農業振興に係る農道や水路の整備、補修など、また、経営方法や資格の取得など経営環境についてであります。

農業は当町にとって重要な産業でもあります。しかしながら、生産、経営するためには生産設備の維持管理など農地保全、よりよい経営をするためには各種の資格、経営方法等を考える必要があります。

ついては、次の5項目に対して、行政としてどのようにかかわっていくのかお答え願いたいと思います。

1点目、現在、農道整備、補修及びその水路整備、補修についての申請は何件あるか。また、その進捗状況についてであります。

2点目は、補修の場合、大規模、小規模にかかわらず行政が支援できる制度はどのようなものがあるかであります。

3点目は、田んぼの保全維持管理のための草刈りや果樹の不要枝剪定後に排出される枝などの処理について焼却が問題視されているが、対策はいかがすべきかであります。

4点目は、集落営農、農業生産法人の推進を行っているが、現在、当町にそのような団体が申請中のものも含めて何件存在しているのか。

最後の5点目は、生産や経営をするために、農産物生産資格、GAP、JGAP認証などありますが、取得について推進が進んでいないように思われます。行政としていかにすべきかであります。

以上、2件11項目になりましたが、お答えのほどよろしく願いいたします。

〔8番 豊田孝夫君 降壇〕

○議長（大沢 博君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 豊田孝夫議員の御質問にお答えいたします。

私からは、2項目めの農業振興にかかわる農道や水路の整備と修繕、経営方法や資格の取得、環境等に配慮した生産対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目、現在の農道整備、補修及び水路整備、補修についての申請の件数、また、その進捗状況についてでありますけれども、農道整備、補修についてであります。経営事業の一般型園芸試験場線と保全対策型倉石北線の2路線が整備、補修中であります。進捗状況は、園芸試験場線は延長1,050メートルのうち用地買収が半分終了し、今年度、残り半分

の用地買収と一部工事の計画を予定しております。農道補修の倉石北線は延長1万329メートルのうち4,650メートルが完了しております。また、単独事業では、農道維持修繕用砕石支給事業で、平成30年度45団体からの申請があり1,680平方メートル支給済みとなっております。令和元年度は12月ごろから受け付けする予定であります。

次に、単独事業での水路整備及び補修については、農業用施設管理用原材料支給事業に現在7件の申請があり、2件が支給済み、5件が処理中であります。

2点目の補修の場合、大規模、小規模にかかわらず行政が支援できる制度はどのようなものがあるかについてでありますけれども、県営事業では、農道は通作条件整備事業保全対策型、水路は農業水路等長寿命化・防災減災事業があります。単独事業では、農道は農道維持修繕用砕石支給事業、水路は農業用施設管理用原材料支給事業があります。また、災害につきましては、補助事業の農地農業用施設災害復旧事業があり、単独事業では五戸町農林道等災害復旧事業があり、それぞれ対応しております。

3点目の田んぼ保全維持管理のための草刈りや果樹の不要枝剪定後に排出される枝などの処理について焼却が問題視されているが、対策はいかがすべきかについてでありますけれども、野焼きと言われます行為について、田んぼであれば草刈り後の乾燥草、果樹園地であれば冬の剪定作業終了後から春先にかけて不要枝の焼却が行われている状況であります。原則、野焼きは法律で禁じられており、違反者は罰せられることとなります。しかし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の中で農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は焼却禁止の例外となり、廃棄物の焼却と挙げられております。例外に当たる場合でも苦情があった場合は行政指導の対象となりますので、燃やす量や風向き、時間帯を考え、煙、においなど、周りに迷惑をかけないように必要最少限に行う必要があります。

4点目の集落営農、農業生産法人の推進を行っているが、現在、当町にそのような団体が申請中のものを含めて何件存在しているかについてであります。現在、五戸町において集落を単位として農業生産過程における一部または全部についての共同化、統一化に関する合意のもとに実施されている集落営農組織団体は6団体、また、農業生産法人については、町在住で農産物を生産している団体は7団体となっております。

最後に、5点目の生産や経営をするために農産物生産資格、GAP、JGAP認証などがあるが、取得について推進が進んでいないように思われる。行政としていかがすべきかという御質問でございますが、GAPについては、研修などを受講している農業者はいるものの、

取得費用、書類、帳簿の作成などが難点となり認証者がいない現状であります。認証の取得について相談がありましたら、県の指導を受けながら進めていきたいと考えております。

また、費用面については、国・県の補助があるため制度の周知を図っていくとともに、町といたしましてもどのような形で助成できるか検討してまいりたいと思っております。

私からは以上であります。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（大沢 博君） 金澤選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） 豊田議員の質問にお答えいたします。

6項目ございますけれども、まず、第1点目の各選挙の前回と今回の投票率の件ですが、4月に行われました県議会議員選挙については、前は54.86%、今回は52.65%で2.21%の減、先般行われました県知事選挙では、前は69.82%、今回は65.22%で4.6%の減、町長選挙では前は69.68%、今回は65.07%で4.61%の減、町議会議員一般選挙の前は67.69%、今回の補欠選挙では65.05%で2.64%の減となっております。

2点目の投票区の区割りが比較的広範囲になった第12、14、15区の投票率は、統合前と後と比較してどうだったかということですが、町長選挙の投票率で比較してみますと、第12投票区は、前の4カ所の平均が60.37%、今回は51.48%で8.9%の減、14投票区では前の3カ所の平均は49.45%、今回は43.88%で5.57%の減、第15投票区は、前の2カ所の平均は60.08%、今回は54.51%で5.57%の減となっている状況です。ただし、この数字は期日前投票の数字が含まれておりません。そのために、期日前投票を含めた比較によりますと約4%期日前投票が増えておりますので、ちょっと数字が変わってくるということを含み置きいただきたいというふうに思います。

3点目の投票区が統合になった区域の交通手段を巡回バスで対応した結果、利用者の延べ人数はどうなったか、また、バス以外の交通手段は考えていないかということですが、4月の県議会選挙のバスの利用者は、投票区が統合された地域を2ないし3往復し、延べ31名、今回の利用者は延べで30名というふうになっております。

また、バス以外の交通手段としてタクシー等の利用が考えられますけれども、費用面でかなりの増額が見込まれるため、今後の課題であろうというふうに考えております。

4点目の期日前投票所の見直しを行った結果、期日前投票を行った有権者の投票行動に変化があったかということですが、期日前投票所を役場庁内2階から町立公民館、さらに各支所で実施いたしました。結果としては、町長選挙で比較しますと前は9.72%、今回

は14.17%で4.45%の増となっております。しかし、この結果を見て期日前投票所を移した効果かどうかは軽々に判断できませんが、期日前投票に対する理解度も高まってきたこともありますし、有権者の皆さんからは利用しやすくなったとか、買い物のついでに投票できるようになったとかの声が聞こえてきておりますので、今後に期待しております。しかし、まだ若干ですけれども、期日前投票所をまだ役場庁内と間違えて来庁する方も見受けられますので、さらに周知徹底を図っていかなければというふうに思っております。

5点目の投票区、投票所の見直しを行い、選挙を行った結果、見えてきた課題はあるかということでございますけれども、2回の選挙を経験して見えてきた課題としては、新しく投票所を設置した箇所においてバリアフリー対応が必要であるというふうに感じております。学校設備を利用したところではスロープ等の設置をし対応していますが、車椅子の保有台数や車椅子用記載台の設置という面で、若干不十分な点があったんじゃないかというふうに考えております。

また、一部投票所の整備、例えば夏場の暑さ対策、冬場の寒さ対策等も必要なところもありますので、今後対策を講じなければならないというふうに考えております。さらには、巡回バスについても利用度を考慮しながら見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

しかし、まだ2回の選挙を経験したばかりでありまして、選管としても気づかない点がたくさんあると思います。投票事務従事者や皆さんの意見を聞きながら、できる限りこれから対応してまいりたいというふうに考えております。

6点目の投票率を向上させる手段についてですが、前々からも質問にお答えしていることに尽きるというふうに思いますが、選挙の持つ本来の目的、意義、必要性を改めて理解してもらうとともに、その重要性をさらにPR活動していく必要があると思っております。特に、若い世代に政治に関心を持ってもらうというふうなためには、学校教育に取り組んでもらうとか、啓発活動の一環として若い人たちに投票立会人になってもらうと。そして、選挙を身近に感じてもらう方法等が必要かというふうに考えております。

また、期日前投票が次第に認知されてきている現状から、期日前投票を重要施策の1つと位置づけ、利用度を高めていきたいというふうに考えております。しかし、選管の最大の任務というのは、その都度行われます選挙を公正に事故なく執行することにあります。選管といたしましては、できる限りの投票率向上に努力いたしますが、選管だけでは限界があります。ぜひ、皆様にもいろいろな面から御協力をいただけるようお願い申し上げます。

にいたします。

○議長（大沢 博君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） 御答弁ありがとうございました。

まず、最初の1件目のほうから、選挙関係ですが、数字があらわしているのかなと思います。前回と今回の投票率、県議会も町長選も補選も知事選も、軒並み下がっているというふうなことなんですね。これは投票区が統合になった、投票所が変更になったというふうなことも多少は影響があるのじゃないかなとは思いますが、数字が全てじゃないかなと思います。

2点目の区割りの投票率についても同様です。私も選管のほうから前回と今回の資料をいただきまして見比べてまいりましたら、やはり軒並み数字が下がっているんです。これは何が原因なんだろうかなと思って分析したら、1つには投票行動に入る方々がその投票所に行きやすいかどうかじゃないかなというふうなことにちょっと私自身は考えておりますので、数字関係については、1番2番については、これはもうどうしようもないことでございますから、何とか来月の参議院選挙は投票率が上がるような工夫をぜひやってもらえればいいのかなと思います。

3番目のところなんですが、巡回バスの運行なんですが、何か30名とか31名とかとおっしゃられていましたので、ちょっと意外だったなというふうな気がしております。バスが大きいバスだった、中型バスだったのかな、それで各停留所に待機していらっしゃっておったようなんですが、乗っている方が全くいなかったりとか、1名だけだったとかというふうなことがあったので、このところはまだまだ改善する余地があるんじゃないかなというふうな気がいたしておりました。

どういった工夫をすればいいのかなとは思ったんですけれども、私なりに考えてみれば、集落の中を細かく回れるように10人乗り程度のワゴン車でも十分対応できるのかなというふうな気はしております。ですから、これからまず運行を考える際には、大きいのでなくても、小さいので結構ですから、その集落の中を回れる、そういうことは考えられないかどうかです。このところをちょっとだけお答え願えればと思います。3番目のところですよ。お願いします。

○議長（大沢 博君） 金澤選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） 全体的に投票率が下がっているというのは、これ青森県の1つの傾向でありまして、私どもの分析としては、必ずしも投票区を統合したからだ

けの原因ではないというふうには考えておりますけれども、それは全く影響がないとは言いません。若干の影響があったというふうには考えておりますので、それをどういうふうに対応していくかということは今後考えていきたいというふうに思います。

巡回バスの件なんですけれども、実はこれはバス会社に委託しております、向こうのバスの都合でマイクロバスみたいな小さいバスを使ったところもありますし、大型バスで運行したところもあるというふうなことで、ここは大きい、ここは小さいというふうな指定したことでございませぬ。そういう意味で御理解をいただきたいと思ひますし、バスの利用者については、確かに予想よりは少なかったです。ただ、いろんな統合した町を視察したり聞いてみますと、幾ら巡回バスを出しても利用者は少ないよというふうには聞かされてきたのは事実でありまして、やはりさっき言いましたように、できれば小型車を使って小まめに回ることができれば、そういう方法が1つあるのかなというふうには考えてもおります。

ただ、非常に難しいのはバスの手配です、この問題が非常にありますので、ちょっとその辺をこれからも検討してまいりたいというふうに思ひます。また、何回かやってみて、やはり今の2回でもそうなんですけれども、全く利用者のないゼロという場所がございませぬ。そういうところも考えながら対処していきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（大沢 博君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

3番目についてはそのとおりで、今後の課題かなと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

4番目の期日前投票所の関係については、これは増加したというふうなことです。5%近く上がっていますので、これは非常によかったんじゃないかなと思ひます。やはり行きやすい場所に投票所を設ける、これが一番いいのかなと思ひますので、これからも期日前投票所については随時見直しを行いながら、日数の関係もあるでしょうけれども、それ以外の集会所にちょっと回るとかそういった方法もこれから検討していただければ大変ありがたいなと思っております。

やはり今、どうしてもその日に、選挙日当日にいない方もたくさんいらっしゃいますので、そういう場所を小まめに回っていただければ大変ありがたいなと思ひます。よその市町村、県の例もありますので、何か期日前投票所に車を使っていると、車の中で全部セットをして、歩いて各集落を隊員で回っているというふうなこともあります。これどこだったか、資料は

あったんですが、そういう例もありますので、参考にしてもらえれば大変いいのかなと思います。これについてはそういったことでよろしいかと思います。

それから、投票区、投票所の見直しと結果の課題なんですけれども、先ほど金澤委員長さんがバリアフリー化が必要だというふうなことなんです、そのとおりだと思います、おっしゃるとおりです。それから車椅子用の記載台が必要です。私も、うちの母が88になるんですが、この間連れていったんですけれども、本当に腰が折れ曲がっているくらいなんです。行ったら投票記載台が結構高いんですよね、びっくりしたんですけれども、立会人の方に聞いたら、あれ、腰の曲がった方というのは意外と腰伸ばすの楽みたいですよと、ですから今までのやつでも特に不自由なくやっていたというふうなことだったんです。その隣にちょっと低い記載台もあったんでちょっと安心したんですけれども。やはりそういった高齢者の時代でございますので、そういう高齢者の方々を対象とした、そういった環境を整備することも大変大事なのかなと思います。

これについては、まずこれから投票所を開設した場合、そういったどなたでも入りやすくなるような環境整備をしてもらえれば大変ありがたいと思います。よろしく申し上げます。あとは、先ほどおっしゃったみたいに利用度を見て判断していただければそのとおりかなと思いますので、それはそれでよろしいかと思います。

最後の6番目の、投票率を向上させる手段として考えられること、さまざまありましたけれども、選挙の重要性、やっぱりこれに尽きるんじゃないかなと思います。関心が余りにも少ない、低いような気がしますので、その関心を高めてもらえるような何らかの形、工夫が必要じゃないかなと思います。

(「それ、政治家が問題なんで」と呼ぶ者あり)

○8番(豊田孝夫君) 私ども政治家の端くれでございますから、地方議員でございますので、そういったことも考えていかなければならないかなと思いますのでね。

保健協力員というのが各集落ごとでございますよね。考えてみたら選挙協力員というの、やっているところってないような気がするんですよ。ですから、例えばその集落に、どなたか選挙になったときにいついつ選挙ありますよと、広報回します、見てください、それから巡回バスが来ますよ、この日の何時何分にここの停留所ですからというふうな形で、個別に、いわゆる身体の不自由なところとかそういったところを回れる手段はないものかどうか、こういった制度をつくってもどうなのかどうかというふうなこと、ここの辺のところはいかがでしょうか。新たに選挙の協力体制を支援する方をつくるという制度というのは。

よそではどうか分かりませんが、今、委員長の考え方だけで結構でございますから、お答え願えればと思います。

○議長（大沢 博君） 金澤選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） 確かに今の考え方も1つの方法かと思えますけれども、前にも答弁したんですけれども、明推協、明るい選挙推進協議会、そういう組織ができてくれればそういう役割を満たしてくれるのかなというふうに考えますけれども、なかなか、今まで検討したんですけども実際には設置できなかったというのが現状でございます。

しかし、今の意見を踏まえながら、またさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大沢 博君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

来月21日は参議院選挙がありますので、ぜひ前回の参議院選挙の投票率を上回るような結果が出てくれば大変ありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

選挙関連については以上でございます。ありがとうございました。

次に、農業関連についてでございますが、農道整備、補修、さまざま申請があるかと思えますけれども、先ほど町長からの答弁があったとおり、園芸場路線も倉石北路線も順調に進んでいるようでございまして、これについては特に問題ないんですが、私がちょっと聞きたかったのは細かいところです。各集落に農道があるんですけれども、そちらのほうの道路整備とか補修はなかったかどうかのところなんですけれども。これ農林課か何かに入っていますか、情報が。そこのところちょっとお願いいたします。

○議長（大沢 博君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） 集落の中の農道につきましては、ほとんどが町道であると考えますし、農林課サイドの農道で、管理ではないんですけれども、捉えていますのは、法定外道路とか水路とかがあると思います。それに関しては先ほどもおっしゃっています砕石支給事業、原材料支給等がありまして、先ほどもおっしゃっていますが今年度は7件申請がありまして、2件が処理済み、5件が処理中ということです。この処理中については、自治会のほうで納入時期、施工時期がありますので、それに合わせて材料のほうを納入しております。

以上です。

○議長（大沢 博君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

細かいところ、原材料支給で何とか対応してもらっているというふうなことなんですが、実は集落が小さいと構成している方々も少ないんですよね。そこでもって農業に従事している方々が少ないと、原材料もらったんだけどもどうやって敷いたらいいのかと、補修したらいいのか、ちょっと大変だというふうなところがあるんですけれども。

その原材料支給のほかにも、実は次の2点目の補修の場合とか、大規模、小規模、云々かんぬんのところにもつながるんですけれども。原材料支給のみならず、機器類の貸し出し等については、これはやっておられますでしょうか。その辺のところちょっとお願いします。

関連していますので。

○議長（大沢 博君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） リース的なものは現在やっておりません。

○議長（大沢 博君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） 機器類のリース、貸し出しについてはやっておらないというふうなことですよね。ちょっと困っているのがそこなんです。せっかく側溝とか、砂利たくさんもらったけれども、じゃ、敷く手段どうすればいいのかというふうなところなんです。ただ、うちのような集落の割と単位が大きいところはトラクターも割と大きなものもありますし、ローダーもついていますし、それらで何とか対応できるんですけれども、小さいところはちょっと要らないというふうなことで、どうしたらいいべというふうなことで相談を受けたこともありました。そのこのところはこの間解決したようでございますけれども、それについてはまず問題ないんですが、これからのことを考えれば1つ、いわゆる機器類の貸し出しのところまでちょっと踏み込んで考えてもらえれば大変ありがたいなと思いますので、そのこのところはこれからの課題としてよろしく願いいたします。

次に、田んぼの草刈りとそれから果樹の不要枝の処理なんです。野焼き、これは原則だめなんです、ただちょっと、私らもわかりつつやっているんですよ、実は。何かこれも野焼きの特例があるようございまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中では原則禁止はされていますが、特例がありますよというふうなことで、第15条の2だったかにあったんですよね。それを見ていたんですけれども、自分の、いわゆる持っている畑、田んぼもそうなんですけれども、その中であればほかに迷惑をかけない限りは燃やしてもいいよというふうなこともあるんですけれども、その辺のところはどうなのでしょう、法律的なところの条文等をお知らせ願えれば。私ら農家も安心して野焼きできるわけじゃないんですが、そういったことで対応できるんですが、その詳しいところについては農林課のほうではどのように

捉えていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○議長（大沢 博君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） 農産物処理及び清掃に関する法律施行令第14条の中に載ってまして、農業・林業または漁業を営むやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却の例外ということで載っておりました。

以上です。

○8番（豊田孝夫君） というのは、何でこれ質問したかといいますと、田んぼ、春先に周りを草刈りするんですよ。実はずちの田んぼもかかわっていたんですが、隣の方がトラックに積んでいるんですね。どうしたんですかと言ったら、いや、出た草のくずとか田んぼから上がったごみについては焼却するなど、警察の方々にも言われて十和田のごみ処理場まで運んでいましたというふうなことだったんです。そうしたら1日に6回ほど、これが領収書なんですけど運んでいるんですよ。重さは全部で580キロあって1キロ20円でしたかな、単価が。1,060円だかかかっているわけなんですけれども、その料金そのものじゃなくて、やはりそのときに要する労力ですよ、トラックに積みおろしする、持って行く、そういったことなんですね。ですから、野焼きは本当によくないんですけれども、やむを得ずというふうな形で、気象条件を考えながらであれば何とかクリアできるのかなというふうな気がしています。

農水省も農作業の安全というふうなことで、危険な野焼きはやめましょうというふうなチェックシートを出しているんです。これに基づいてやっていけば、そんな神経質にならなくてもいいのかなという気はするんですけれども、ただ、実際に行われているのは確かです。ただ、火事、火災等には気をつけなければならない、これはもちろん当たり前のことなんですけれども、ただ、ごみを持っていくのもちょっと大変なんで、五戸町に近いところに1カ所ごみ集められる場所でもあればいいのかなと思います。雪捨て場ありますよね、たしかね。その場合にでも一時的にでも保管とかすれば何とかいいのかなとは思いますが。

これまた後ほど、今後の課題にしてもらえればいいのかなと思いますので、できるだけ野焼きはやらないように、だけれども、やっても安全にできるような形をとってもらえれば、そうしなければ、農作生産する方もちょっと大変な苦労が増えるんじゃないかなと思いますので、幾らかでもそういった苦労を払拭する、不安を払拭するためにも、野焼きに関しての情報をこれからもうちょっと、随時出してもらえれば大変ありがたいなと思います。そういったことでございました。

次は、集落営農、それから農業生産法人の団体、現在6団体があって、生産法人が7団体

でしたね。申請中のものはないといったことなんですけれども、集落営農の看板をかけてから大分時間がたっているわけなんです。それでほとんど進んでいない。こういった形の説明会等もあまり開いたというふうな記憶が余りないので、その辺の取り組みについてはどのようになさっているのか、農林課の考えをちょっとお伺いしたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大沢 博君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） 集落営農ですけれども、前に一度、1カ所説明会等を開いた経緯はあります。26年から28年、ちょっと時期はあれですけれども、1回行って、計8回ぐらい説明会のほうに行って説明した経緯はありますけれども、生産者のほうと集落のほうの作業工程が、特に一緒にやらなくてもいいのではないかというような話もありまして、うまくまとまらなかったという経緯がありました。

以上です。

○議長（大沢 博君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） 平成26年から平成27年あたりまでやって、8回ぐらいですか。何かすごく少ないような気がしますけれども、できれば、毎年稲作についての座談会は開かれているんですけれども、それ以外についての集まりは余り聞いていないですよ。やはり、農繁期を外した冬場のあたり、このあたりに各集落ごとの単位で集まっていただけませんかとか、そういった働きかけがこれから必要かとは思いますが、そのところについてはいかがでございましょうか。

○議長（大沢 博君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） 豊田議員のおっしゃるとおり、何かの機会がありましたら、集落営農のほうとこういう事業がありますよということで、説明していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大沢 博君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

やはり前向きな形でこれから取り組んでいただければと思いますので。特に農家の方々の年齢も、今、全国で見ると平均年齢67歳なんです。ちょうど私の年齢なんです。どんどんこれから高齢化率が高くなっていて、自分一人ではどうしようもなくなってくるんですよ。そのときに周りの方々、同じく農業をやっている方々がいれば共同で作業をできる部分が多くなります。ですから、そういう機会づくりのためにもこれが非常に大事になってくるか

と思いますので。ただ単に看板かけておいたからいいというふうなことじゃなくて、じゃ、実際に具体的にどのような取り組みをしていくかと、実際の行動に出してもらえればいいなと思いますので、私らもそれについては十分協力しますので、よろしく願いいたします。

次に、いわゆる農産物の生産資格、GAPですね。グローバルギャップ、省略した形なんですけれども、グッド・アグリカルチャー・プラクティスというふうな横文字の頭をとったのがGAPだそうです。ただ、これについては前も私何回か質問させていただいておまして、勉強会も開きました。たまたま去年でしたかな、青森銀行さんの方で、行員の方でいわゆるGAPの認証取得のための指導員の方がいらっしゃるんです。その方々をお願いいたしまして、認定農業者の研修会のときに一度それを開いております。ただ、その後全然動きがなかったんです。認定農業者の会もそのとおりなんです、1回聞いてもうそれだけの限りになっているというふうなことで、重要性は十分わかるんですけれども次に進まない。何でだろうと思ったときに、じゃ、私ら行政の側から見たらどうなんだろうかなと、ちょっと後押しすればできるんじゃないかなというふうな気はしております。

何で大事かという、来年、東京オリ・パラが開かれるわけなんですけれども、そこで提供される食材については、このGAP認証をもらっているところ以外は出されないんです、どこも採用しないんです。採用する側の権利なんです、そのGAP認証が重大な役割を持っているわけなんです。ということは、青森県でそれをとっている、認証をされているところはどこどこあるかという、ほんの数えるところしかないです。もちろん個人でとるということはちょっと非常に困難なんです。個人ではまず持っていないです、ほとんど法人です。ときどき新聞紙上ににぎわせているのが五所川原農林です。ここは米とリンゴ、それからメロンもとったのかな、この間。各作目ごとにとらなければなりませんけれども、そういったところはとっている。じゃ、何で一般のほうに普及しないんだろうなと。

せっかくそれをとっておけば、ブランド力が向上して五戸町の農産物も売れやすくなるというふうなことと私は捉えているものですから、何とかこれらをちょっと進めていく手段を講じていただければならないかと思いますので、そのところをこれから農林課としてはどういった形で進めていくか。いやもう全然やっていないよというふうなことじゃなくて、どうした形で進めていくかというふうなことを、ちょっと考えているところあればお知らせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（大沢 博君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） GAPですが、費用面とか工程、さまざまな面に関して簡単には

いかないとは思っています。ただ、GAPをとらないと輸出とか使用できないということになるのであれば、町としても少し考えないとならないと思っていますので、まずそれはどのような施策等があるのかこれから勉強してまいりまして、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大沢 博君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

ずっと検討するんじゃなくて、実際に行動に移してもらえれば大変ありがたいと思いますので。これは非常に大事なかなと思っています、個人でとればいいんですけども、チェック項目がものすごく多くて100項目以上あったりとかするものですから。ただ、グローバルギャップじゃなくて、日本版のJGAPのほうは割と比較的緩いようでございますから、そちらのほうも、こちらは農協さんのほうでもさまざまお知らせしてくれますので、そういった形で進めてもらえればと思いますので、よろしく願い申し上げたいなと思っています。

五戸町の基幹産業である農業、とても大事なものでございますので、そういったことでブランド力を高める、よそのより安くなる、五戸町をアピールできる、よそから、ほかの町からもお客さんを呼べると、そういうまちづくりに幾らかでもしていきたいと思っていますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大沢 博君） 次に、尾形裕之議員の発言を許します。

質問は一問一答です。

尾形裕之議員。

〔11番 尾形裕之君 登壇〕

○11番（尾形裕之君） 議長のお許しを得ましたので、五戸町議会第28回定例会につき通告いたしました3点につきまして一般質問をさせていただきます。

第1は、「助成団体要覧」の活用についてでございます。

まちづくり団体に助成金を支給する民間団体のガイドブック、いわゆるスポンサー要覧でございますが、この本は、助成金の金額や条件、申し込み先等が掲載されております。五戸町の財政は今後も厳しくなることが予想されるため、自治会や他のまちづくり団体はこの要覧に基づき、自主的に助成金の申請を行い、五戸町では助成団体の紹介など、補助的な仕事

をしていくことがよいのではないかと考えております。

まず、助成団体要覧を購入し調査することを提案いたします。また、五戸町住民協議会を利用するのがよいのではないかと考えておりますが、その協議会はどのように今なっているんでしょうか。

2番目でございます。五戸川の落差工、合同墓、地消地産条例、手話条例についてでございます。

以前、五戸川の落差工、合同墓、合葬墓、樹木葬、地消地産条例、乾杯条例、手話条例について一般質問をしました。その際、県に陳情を求めるとかもしくは検討するということを答弁していただきましたが、その後はどのようになったのでしょうか。

3点目でございます。町議会議員補欠選挙の際に選挙ポスター掲示板が追加された経緯と今後についてでございます。

6月2日に行われました町議会議員補欠選挙において、選挙ポスター掲示板を追加したのはなぜでしょうか。また、追加したにもかかわらず3人しか立候補しなかったのはなぜなのか、これらの経緯説明と今後の対応についてお伺いいたします。

以上3点、よろしく願いいたします。

〔11番 尾形裕之君 降壇〕

○議長（大沢 博君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 尾形議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、民間団体のガイドブック、助成団体要覧を用いた助成団体の紹介などを通して自治会やまちづくり団体へ手助けをしていくことはどうかという御質問でございます。

尾形議員の御提案のように、民間団体のガイドブック、助成団体要覧に掲載されている助成団体の紹介を町が行い、自治会や他のまちづくり団体がそれを活用し、自主的に助成金の申請を行うことは必要であると考えております。この助成団体を紹介するために、町においてこのガイドブックを購入し、助成団体、制度内容、補助率、対象団体、問い合わせ先等を調査し、町の各団体活動の手助けにつなげてまいりたいと考えております。

次に、2点目の五戸町住民協議会についてでございますが、住民協議会の設置は、五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略の1つの施策に位置づけられており、担当課において設置に向けた取り組みを実施しております。平成30年度は、五戸町の未来に必要な施策を住民主体で考えて実行するための取り組みとしまして、ごのへみらい会議を町内各所で7回開催し

ておりますが、参加人数が少なく、いまだ住民協議会の機能が有する体制づくりまでは至っていない状況にあります。

今後は情報発信の仕方等を工夫し、多数の町民の方々に参加してもらうことにより活発な活動を展開したいと考えております。いずれはこのごのへみらい会議が住民協議会として機能し、自主的に活動していく上で各種助成金を活用することは効果的であると考えております。

質問の2項目めの五戸川の落差工、合同墓、地消地産条例、そして手話条例について、その後どうなったかという御質問でございます。

1点目の五戸川の落差工についてであります。今年3月の定例会の後に、県河川砂防課の担当者に事情を説明して、今後の対応についてお願いをいたしました。県からは、この落差工が魚類等の遡上などにどのような影響を及ぼしているのか調査する必要がある、その上で具体的な対応方法を考えていかなければならないとの回答でございました。今現在、具体的な経過はまだ示されておられません。町といたしましては、今後におきましても河川管理者である県に対し、河川の景観や魚類などの生態系に配慮した施策をお願いしてまいります。

2点目の合同墓についてであります。平成29年3月の定例会で御質問をいただいた後、地方自治体による合葬墓の取り組み事例について調査いたしましたが、これまでの事例のほとんどが都市部で既存の公営墓地、霊園に整備されたものであることから、五戸町が参考にするのは難しい部分があります。今後、規模の小さい自治体などの事例をさらに調査し、住民ニーズの把握に努めながら検討を続けたいと考えております。

3点目の地消地産条例についてであります。今年3月の定例会の一般質問では、総合振興計画後期計画策定に伴う地消地産の取り組みについてのアンケート結果を分析しながら検討すると答弁しております。今年3月に実施したアンケート調査によりますと、今後の地消地産を推進するために重要なことは何ですかの問いかけに対しまして、52%の方が地元食材の学校給食への積極的な活用と回答しております。現在、学校給食において地元食材は一部活用されておりますが、その他の施設、例えば病院、介護施設等での地元食材の使用のための支援が必要であるのではと考えております。条例については直ちに制定はできませんが、今後、策定される地域総合戦略の中で、地消地産の推進による地域経済の活性化に向けた取り組みをしながら検討してまいりたいと考えております。

4点目の手話条例についてであります。今年3月定例会の後に、五戸町手話サークルの方々と行政と連携し、聾啞者とのコミュニケーションをとるために必要な手話通訳者や要約

筆記者の確保に向け、協力可能な関係機関、団体等の情報提供について話し合いをしたところであります。その内容は、五戸町には人材確保等に協力を仰ぐ聾啞協会や聴覚障がい者団体等がない状況にあるため、3月定例会の答弁同様、現状では条例の制定に向けて難しい状況でありますので、これまでの経過を踏まえながら、県内外の市町村の手話条例を調査、研究しながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（大沢 博君） 金澤選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） 尾形議員の質問にお答えいたします。

質問は、6月2日執行の町議会議員補欠選挙の際、ポスター掲示板を追加したのはなぜか、また、追加したのに3人しか立候補しなかったのはなぜか、これらの経過と今後の対策はという質問でございますけれども、実は、今回の町議会議員補欠選挙を行うに当たり、3月28日、臨時選挙管理委員会でそれまでの情勢を分析した結果、町議会議員補欠選挙のポスター掲示の区画数を6区画と決定いたしました。それで4月8日に、県議会議員選挙あるいは知事選挙との兼ね合いもあり、ポスター掲示の設置業務の契約を締結して掲示板を設置したところあります。

4月22日に補欠選挙立候補予定者説明会を開きましたところ、3名の出席でございました。ところがその後、5月16日までに立候補届必要書類をもらいに来た方が7名、7部配付いたしました。その結果、選挙管理委員会としては立候補の届け出の可能性のある人員を7人と見込み、ポスター掲示板の区画を増設したものであります。結果としては立候補者は3名でしたが、なぜ他の方々が立候補しなかったのか選挙管理委員会としては推しはかることはできませんし、立候補するかしないかはあくまでも本人の判断によるものだというふうに思っておりますので、これに関しては関知いたしておりません。

また、今後の対策については、対応の仕方は正直言ってございませんけれども、その都度ごとに状況を判断して対処せざるを得ないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（大沢 博君） 尾形裕之議員。

○11番（尾形裕之君） ありがとうございます。

助成団体要覧、買っていただいて活用していただければ、本当にありがたいと思います。

次の五戸川の落差工、もう既に陳情なさって県のほうで調査すると、あとは変わった県会

議員にお願いして進めていくのが必要かなと思っておりますが、引き続き町のほうも陳情していただければ心強い限りであります。

残りの3つは今後まだまだ検討していただくということで結構なんですけど、地消地産の中に乾杯条例、いわゆる地酒で乾杯するというのがこの中に入っております。どうか、6月26日に町長が終わるわけですが、6月26日に乾杯条例ぐらいは、町長、置き土産でやっていただければ。この16年間、町会議員を私はやってきた、町長では15年と4カ月。大変ありがたいなと思っている次第でございます。この辺はいかがなものでしょうか。

○議長（大沢 博君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 乾杯条例でございますけれども、以前にも御質問いただいております。尾形議員が意味しているところは日本酒でということだろうと思います。お酒を飲めない人はジュースでもお茶でもよろしいかと思っておりますけれども。ただ、ほかの市町村でもやはりそういう動きがあったようでございますが、やはり個人個人の好みというか、そういう問題もございまして、果たして一律に日本酒でというそういう何か、疑問を呈しているのもあるようでございます。私自身は余り抵抗ないんですけれども。そういうことで、町としてこれでやるんだというのはちょっと、まだもう少し状況を見ていかなければならないのかなと思う思います。

○議長（大沢 博君） 尾形裕之議員。

○11番（尾形裕之君） 6月26日以降も町長やっていただきたいと思っております、ずっと。いや、困ったな。次の町長と十分検討したいと思っております。

次に、補欠選挙の掲示板の追加の件なんですけど、ここの説明よくわかりました。要するに4月22日に3名の方が来て、16日までに7名の方がその用紙をとりに来たわけですね。ここで当然、6名用だから増やさなければならないという決定をなさったと。ちなみにその方々の、立候補する方の名前とか、とりに来た方の名前とかわかっているのでしょうか。

○議長（大沢 博君） 金澤選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） 事務局ではわかっているはずですがけれども、それはやっぱり個人のプライバシーの問題ですから、公表するわけにはまいりません。

○議長（大沢 博君） 尾形裕之議員。

○11番（尾形裕之君） プライバシーの問題ではこれはないと思っております。立候補するという証明をするためにとったんですから、その責任があるんですよ。今後はそこまで考えて、公表するところまで考えで進めていただかないと、ただただいたずらにもらいにいったという

話になってもいけないわけですから、立候補するというならそれなりの意思がなければならぬと思います。その辺も十分、今後考えていただければ結構だと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（大沢 博君） ここで休憩をとり、「一般質問」の残余については午後1時から行います。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 開議

○議長（大沢 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大沢 博君） 日程第1の「一般質問」を続行いたします。

松山泰治議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

松山泰治議員。

〔12番 松山泰治君 登壇〕

○12番（松山泰治君） 議席番号12番、松山泰治です。

6月定例会に当たりまして、一般質問いたします。

スポーツ振興と活性化について、3項目について質問いたします。

スポーツ振興公社は三浦雄一町長が平成7年度に設立し、三浦正名町長が引き継ぎ、スポーツクラブ育成事業に200万円の予算をつけるなど、スポーツ振興に力を入れてきましたが、15歳以下の女子サッカーチームは全国大会出場するなど活躍していますが、もっとスポーツクラブの充実を図るために、幼児から高齢者までのスポーツクラブをつくり、町民一人一人がスポーツを楽しみ心豊かに暮らせるために、また、手倉森誠監督、太田忍選手のように日本を代表する人が地元から出ますと町が活気づきますので、日本を代表する選手を育成する環境づくりをするためにもスポーツ振興基金を設立し、スポーツクラブが自主運営できるようにしたらどうかと伺います。

次に、五戸高校の廃校は3年後に決まっています。今からスポーツ施設の活用方法を検討して、廃校と同時に活用しないと、スポーツ施設、特にグラウンドは1年間放置しますと草

などが生え、回復するのに大変な費用と労力がかかります。また、五戸高校が廃校することにより高校生年代のクラブチームをつくるのが急務になっております。すぐに活用し、すぐに活動するためにも、青森県から指定管理を受け活用してはどうか伺います。

最後に、第80回国民体育大会サッカー競技実施に係るひばり野公園サッカー場の整備経過について伺います。

以上、御答弁をお願いします。

〔12番 松山泰治君 降壇〕

○議長（大沢 博君） 柳町教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（柳町靖彦君） 松山議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目のスポーツ振興公社、スポーツ基金設立、それからスポーツクラブが自主運営できるようにしてはどうか。幼児から高齢者までのスポーツクラブの設立が容易となり、日本を代表する選手につながるのではないかという御質問についてであります。当五戸スポーツクラブは、五戸町スポーツ振興公社が平成11年より総合型地域スポーツクラブとして運営し、クラブ強化事業、それから指導者育成事業、スポーツ教室及びイベント開催事業、広報事業、4事業を実施してきております。種目としては、サッカー、野球、バスケットボール、ソフトテニスの4種目と、現在、陸上のほうが休止になっておりますが、再開を目指し、幼児のほうのかけっこクラブをボランティア指導者の協力を得ながら、幼児から大人までレベルに応じた指導を実施してきて現在に至っております。

現在のスポーツクラブの状況を申し上げますと、スポーツ振興公社に事務局が置かれており、指導者に関しては外部のボランティア指導者で何とか成り立っておる状態であります。まさに小学校スポーツ少年団のような組織であります。現在、スポーツクラブが維持できている要因として、どの種目も週に1回程度ですか、練習回数であること。それから唯一、女子のサッカーチームはありますが、その他の種目のチームは持っていない。そして大会への参加がなく、指導者、引率の負担がないことなどが挙げられて現在に至っております。

昨今の働き方改革として、学校のほうの部活動の指導、それから引率がちまたで話題に挙げられており、国においても、ボランティア指導者の確保により改善を国からは促しているところであります。今後、スポーツクラブにかかわるボランティア指導者のこの確保のことがさらに困難になる、不足といたしますか、のが予想されております。スポーツ指導者がある程度の収入を得られる環境を整えると考えような形で、スポーツクラブの法人化は将来的に必要なはこの後なってくるのではないかなと自然と考えますが、多額のここで予算が必要

となり、また、公費を投入の上運営することになりますと、やはり慎重に議論していかなければならないのではないかなと考えております。法人化によるスポーツクラブが自主運営していくということは、参加会員による会費、それから、例えば企業の大手のスポンサーや個人からの寄附、実施事業による営利収入等が必須の条件となるのではないか、財源的に自立しながら自主運営するということは、現在のところ至難のわざであるのではないかなと考えます。

なお、法人化し自主運営となれば、その際に、例えばスポーツ基金などの設立なども考えていくことになるのではないかなと考えております。ということで、そのときには、現在のところではちょっと至難のわざではないかなと現在のところでは考えます。

次に、2点目の五戸高校の廃校後のスポーツ施設です。グラウンドとか体育館、合宿所などありますけれども、県のほうから指定管理を受けてはどうかという御意見でありますけれども、県のほうにも問い合わせしてみたりなんなりして情報をお伝えしたいと思います。

まず、県での施設に係る財産の取り扱いについての流れを御紹介いたします。

県では、県有財産取り扱いに際し青森県公共建築物利活用方針というものを定めており、その方針に基づいて利活用を決定していくこととされております。最初に、県が所有する財産については県による利活用の検討を行い、県立施設としての利活用が決定された場合には県で活用していくこととなる。次に、県での活用がない場合、施設等の所在自治体に対し利活用の照会を行い、希望がある場合には協議を行っていくこととされております。最後に、所在自治体が希望しない場合にも、民間等への売却、賃貸等を検討していくものとされております。

県の学校施設課によりますと、町が利活用する場合には、廃校の高校施設としては、例えば何年前ですか、大鰐高校の前例がありますので、それと同様に県立の施設として、指定管理という形態ではなく財産の買い取りという形態で取得し利活用していくことが考えられるとのことでした。大鰐高校のケースの場合ですと、野球場、それからたしかグラウンド等、公共用で活用するという条件により不動産鑑定額の半額で財産の移換を行ったという事実がつい最近ではあります。

県立高等学校教育改革推進計画に基づく県内の廃校となる校舎等の利活用検討時期についてですが、先ごろ、入学者募集停止の年ですか、年度以降において在籍生徒、関係者の心情的な面等を考慮しながら検討を行っていくとのことであり、具体的な時期についてはまだ明言されている段階ではございません。

当町が五戸高校の土地、施設を利活用する件に関しては、県による利活用の方針決定を見据え、県より紹介があった際に、買い取り額、それから施設保有後の維持管理費という財政面、それから住民の施設利用ニーズを踏まえたスポーツ振興策等を総合的に勘案しながら検討していくものであると考えております。

続きまして、3項目めの国民スポーツ大会サッカー競技に係るひばり野公園整備事業について伺いたいということですが、2025年、国民スポーツ大会、いわゆる現在の国体、国民体育大会ですけれども、青森県で開催される決定がありました。42年前に開催されたあすなろ国体の活気の再現、また、県内でも古くからサッカーの振興に力を入れ、3Sの1つであるサッカーの町としての当町の自負、さらには、大切に維持管理してきた充実した施設もあることから、ぜひ我が町でサッカー競技をとの思いから、サッカー競技会場として名乗りを上げましたところ、サッカー場と陸上競技場の2面での開催を予定しているところであります。

また、この機会に国・県からの関連予算措置を期待しながら、老朽化しております施設の改修、更新なども実施できればとの思いがあります。

開催まであと6年余りとなりましたけれども、現在の状況ですけれども、国民スポーツ大会の視察団が何度か訪れ現地の視察を行っており、指摘事項をまとめている最中でございます。中でも問題に上がっているのがサッカー場の人工芝のほうの芝の張りかえの件でありますけれども、日本サッカー協会の規定により、全国大会規模のサッカー競技を行う場合の人工芝の競技場は、日本サッカー協会の公認を受けた人工芝競技場でなければならないとありまして、その公認を受けるため、人工芝生の状態、それからゴムチップのかたさ、ボールの転がり具合、弾み方など調査し、現在では10年経過した人工芝の競技場がこの公認を受けるのは、今のところ関係者からほぼ不可能ではないかなと言われております。

当サッカー場ですけれども、平成23年使用を開始し8年経過し、これまで公認を受けてきましたが、既に認定を受けるための限界に近い状態となっており、国民スポーツ大会開催まで公認を受け続けるのは不可能ではないかなとなっております。このことから、公認を受けるために張りかえを要し、その費用は約2億1,000万近くとされております。このような整備費に多額の費用がかかることから、今後整備方針を固めていかなければならないというのが現実でございます。現段階では調査もまだしっかり終わっていないんですけれども、はっきりした方針が固まっていないのが現状であります。現在作成中の文教、それから長寿寿命化計画、今後策定される町の財政運営計画を踏まえまして、各方面からの御意見とさまざまな

ケースを想定しながら判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大沢 博君） 松山泰治議員。

○12番（松山泰治君） 長々とありがとうございます。

サッカー場を人工芝に張りかえると言ったから質問したんですけれども、ただ張りかえると、使えるもの張りかえるのは単なる税金の無駄です。新設するんであればいいんですけれども、人工芝、サッカー場に1億5,000万、今は2億。剥いでまだ使えるのを、国体といっても何もならないからね、国体来なくてもいいから。剥いで費用2億もかけてつくったって、サッカー場もう一面増やせばいいんですよ。中学校さつくろうが土地買ってつくろうが、増やせばそのまま活用される。剥いで、投げて2億もかけて、そこを教育長と教育課長にちゃんとお願ひしたいの。無駄にならないように、税金だから。

使えるものを、子供たち使えるんだよ。国体のためにだけ2億かける必要ないって。国体で持たなくてもいい。あとは新設すれば違うものつくるか、使えるものを何でわざわざ剥いで減らさなきゃならないの。人工芝が2面あると、小学生の大会は土日で36チームが消化できる試合をこなせます。中学校以上は16チームが来ても土日だけで消化できます。さまざまな大会を呼んでくれるんですよ。五戸は幼稚園から60歳以上までチームがありますから、サッカー場2面あっても足りないぐらいです。わざわざあるのを使えるのを剥いで投げるといことがちょっとわからないので、そこはよろしく検討をお願いします。要らないと。お願いしますということですよ。

次、五戸高校廃校後のスポーツ施設の、教育長の答弁は当たり前ですけれども、施設の活用ですが、町長が悪くて廃校になったわけじゃないんですけれども、任期中に廃校に決まりましたので、最後まで五戸のスポーツのために、振興のために責任をとってください。

何でかと言えば町長、20年間、知事と親交ありますから。町長退任挨拶しながら、新しい若宮新町長を挨拶しながら口約束でもいいですから、五戸高校がなくなって五戸が疲弊しているんだから、五戸高校を運営する10分の1の、予算でもきて五戸町に活用して活性化するように、口約束でもいいですから挨拶に行って、五戸高校は廃校と同時に指定管理を受けるように、任期まで2週間ありますので、責任を果たすようによろしくお願いします。

○議長（大沢 博君） 答弁はよろしいですか。

○12番（松山泰治君） いや、要らないです。答弁要らないです。

次に、最後にスポーツ振興基金ですけれども、教育長言っているものはあたりまえですけ

れども、こないだの町長と副町長に細部は説明しました。自主的に金をつくるんです。公費は最初から使いません。それ、後から副町長に聞いておいてください。

私は町長に望んだのは、スポーツクラブの運営について昨日細かく説明しました。でも、任期中に鶴の一声でスポーツ振興基金を設立すると言ってほしかったんですけども、任期中はとてもできませんと却下されましたので、若宮新町長に引き継ぎをしてください。

町長、人類ある限りスポーツは不滅ですので、50年後に五戸町がこんなにスポーツが盛んなのは三浦町長がスポーツ振興基金を設立したからと言えるように、私たちが育て、次につなげていきたいと思いますが、さっき、午前中に鈴木隆也議員の質問があったように、日本代表を目指すにはお金がかかります。多分、昨日説明したのも、5年6年やると鈴木隆也議員の質問も解決すると思いますので、スポーツ振興基金の設立をよろしく願いして、質問を終わります。

○議長（大沢 博君） 次に、高山浩司議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

高山浩司議員。

〔9番 高山浩司君 登壇〕

○9番（高山浩司君） 議席番号9番、高山浩司です。

先に通告してありました3点について質問いたします。

まずは消費増税についてであります。

民主党政権下の2012年8月に、5%であった消費税を2014年4月に8%、そして2015年10月に10%に税率を上げ、税収増加分を全て社会保障に充てるという法律が成立いたしました。8%への増税は予定どおり行われましたが、10%への増税は景気の状態から過去2回延期されております。現在国会では、野党を中心に消費増税を延期すべきではないかという意見が出ております。その一方で、政府与党はリーマンショック級の経済状況にならない限り予定どおりに消費税を10%にするとしています。消費増税は国ばかりでなく地方自治体の今後の財政にも影響を与えるわけですから、政府には慎重な判断を願うところであります。

そこで、町長には消費増税について、どのように考えているのかお伺いいたします。また、消費税が10%に上がった場合、五戸町の財政にどのくらいの影響があるかと考えているのか。さらには、消費税が8%の据え置きだった場合、どのくらいの影響があるかと考えているのかお伺いします。

次に、免許証自主返納の実績についてであります。

ほぼ毎日のように、高齢の運転者が絡んだ痛ましい事故のニュースが流れてきます。池袋では、4月に高齢者が運転する車が横断歩道を渡ろうとしていた母子2人をひいて死亡させる事故がありました。また、福岡市では今月、高齢者が運転する乗用車が反対車線を猛スピードで逆走し、複数の車にぶつかりながら交差点に突っ込み、運転者と同乗していた妻が死亡いたしました。これ以外にも高速道路の逆走、歩道の上の走行など、本当に事故が後を絶ちません。事故を起こした高齢者も残りの人生を考えると気の毒ですが、偶然にも事故に巻き込まれけがに遭われた方々、亡くなられた方々、そして遺族の方々のことを考えるとやり切れない思いになります。

このような事故が起こらないようにするためにも、免許を持っている高齢者の方々に、不安に思っている方々には速やかな免許の自主返納を願うところであります。しかしその一方で、車がなくなることによって買い物や農作業、そして病院などに気軽に出かけることができなくなり、日々の生活に支障を来すことが懸念されます。そのため、免許の自主返納に消極的な人も多いと思います。

今、町ではこのような方々の生活の足を補うために、70歳以上の方で運転免許証を自主返納した場合、バス専用回数券1万円分を交付するという事業を行っておりますが、この事業のこれまでの実績はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、児童・生徒の通学、下校時の安全対策についてであります。

先ほどの質問にも関連するのですが、児童・生徒が通学するときや帰宅する途中で、車に突っ込まれ、けがをしたり亡くなったりする事故も多発しています。このような事故の原因はネットで調べた結果、運転者が高齢者で、運転ミスで児童・生徒に突っ込んだ事故もありますが、年齢に関係なく、運転者が酒気帯び運転であったり前方不注意であったりした事故もたくさんありました。偶然でしかないこのような悲惨な事故から児童・生徒を守るためには、通学路の安全確保が重要になってきます。

そこで、通学路の危険箇所の点検はどのようになっているのかお伺いいたします。また、現在把握している危険箇所はあるのか、危険箇所がある場合、安全対策としてどのくらいの費用が必要なのかお伺いいたします。

以上、3点について御答弁よろしくお伺いいたします。

〔9番 高山浩司君 降壇〕

○議長（大沢 博君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 高山議員の御質問にお答えいたします。

1項目めの、そして1点目の消費税増税について、町長はどのように考えているかということでございますが、この消費税10%増税の目的が幼児教育・保育無償化といった子供たちの世代に振り向けていくことと、医療や介護や年金といった社会保障費に充てることであるため、国民みんなで平等に負担する消費税がこれらの財源を確保する手段として適切であると考えており、私はこの消費税増税には賛成であります。

2点目の消費税増税になった場合と増税にならなかった場合の町財政への影響ということでございますが、増税になった場合の歳入における影響がある項目は地方消費税交付金であります。これは地方消費税を財源として人口で案分され、青森県から交付されるもので、6月、9月、12月、3月の年4回にわたります。影響となるのは12月交付分と3月交付分になります。消費税が前回5%から8%にアップしたときの前年比伸び率及び前年度の確定額からの伸び率を比較して試算した結果、消費税10%となった令和元年度における影響金額は851万7,000円となります。この増額分の使途については幼児教育の無償化に係る経費の財源に充てることとされております。さらに、国では地方負担分を措置する臨時交付金、子ども・子育て支援臨時交付金でございますが、この交付金による措置を講じております。

一方、令和元年度の当初予算については、消費税が10%となる予定で予算措置されておりますので、増税にならなかった場合、歳入の地方消費税交付金が減額となり、歳出の業務委託費などに係る消費税増額予定分が不用額または減額補正となるものと考えております。

次に、高齢者の免許自主返納についてでございます。

町では高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納の推進を支援する事業として、五戸町高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しております。この事業は、70歳以上の高齢者が運転免許証を自主的に返納した場合にバス専用回数券1万円分を交付するもので、平成28年10月から実施しております。これまでの実績者数は、今年5月末現在で延べ175人となっている状況でございます。

私からは以上であります。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（大沢 博君） 柳町教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（柳町靖彦君） そうしましたら、3項目めの児童・生徒の通学、下校時の安全対策についての1項目めのほうですけれども、通学路の危険箇所の点検はどのように

なっているかについてお答えいたします。

通学路の危険箇所の点検についてですけれども、平成24年に、たび重なる、このあたりから登下校中の児童等への自動車の暴走による死傷事故を受け、国から通学路の緊急合同点検の実施と対策案の報告を求められ、関係者による点検と報告をまず平成24年度に国のほうからの事業で行っております。その後においても定期的な合同点検の実施、それから対策への取り組みを継続して行うことが重要とのことから、平成27年には建設課、それから管内小学校、教育委員会、五戸警察署、三八地域県民局の地域整備部ですか、関係者で危険箇所の合同点検を実施し、危険箇所の改善に向け取り組んでおります。

また、昨年5月にも新潟県の児童殺害事件、それから6月の大阪府で発生した地震による通学路のブロック塀の崩壊による児童の死亡事故を受けまして、国より通学路における緊急合同点検の実施と対策が求められたため、平成27年と同様に県、それから町、関係機関による合同点検を昨年9月にも行ったところであります。その後、今後も通学路の安全確保について、引き続き随時、学校、保護者、それから交通安全関係団体に情報提供を求め、その結果をもとに危険箇所を五戸警察署、県、町の道路管理者、交通安全所轄課と連携調査を行い、対策を講じていくことが重要と考えております。

また、各学校においては年度当初、必ず通学路の危険箇所の総点検を行っているところもあります。

なお、先ごろ起こった事件に関して、国のほうからもなお直近における点検として、6月7日、先週の金曜日でした。今、質問、ちょうどこれ、多分高山さんの質問このことだと思うんですけれども。五戸小学校、五戸警察署のほうから依頼がありまして、三八県民局、それから町の建設課、五戸小学校の校長、関係者において、五戸小学校から直線の五戸総合病院の部分ありますよね、一番あそこ人通りが多いということなのかと思いますけれども、における点検を行いまして、道路状況の安全点検を行いました。その結果、ガードレール、確かに直線のところでも人の通りは多いんですけども、あるところないところ、3カ所指定がありまして、これを検討していくと。昨日、五戸警察署の署長さんともこのことじゃない違うことであれしたら、一応多分、あそこにガードレール、3カ所のところ、ガードレールかポールかが設置にほぼなるのか、はっきりと確約はできないけれどもそういう形で動くことになるかと思いますがということがございました。

ただあと、自主的なものとしては、各学校の保護者、それから町の交通安全協会、そして防犯協会、それから母の会様と、今このごろこういうのが多くなっておりまして、朝の登下

校、警察のほうもいつにも増して巡視は多く回っていただいております。どうしても防ぎ切れないような状態も考えられますけれども、最低何か守れるところということで、一応県警のほう、それから各関係機関のほうとも調査して、やれるところからという形で即動しているという状態でございます。

それから引き続きまして、2点目の現在把握している危険箇所と、それから安全対策と費用の問題ですけれども、現在把握している危険箇所としては昨年9月の点検において、これは防犯上も絡めますけれども、こちらで大体、警察署も私も何回かちょこっと立ち会ったんですけれども、12カ所は人目につきにくい場所、交通安全というよりも防犯上の街灯とかそのような防犯灯が必要でないかなということで挙がっております。今後、昨今多発している危険運転車両等に対するガードレールなど、道路附带設備の状況による危険箇所について、学校、保護者、交通安全関係団体、情報入手し、県、それから町の道路管理担当課、交通安全担当課と連携しながら対策を今後も詰めていく必要があるかなと考えております。

あとあわせて、安全対策としての費用としては、昨年度回って、防犯上については防犯灯のLED化、自治会長さんとかからも挙がってございましたけれども、の計画設置、それから子供見守り等のステッカーについての措置しておりますが、それでも危険運転等による事故軽減等への費用については、現段階では費用のほうは把握はまだ行っておりません。経費については資料がないので、現在の状態、ちょっと渡せんということで。

以上です。

○議長（大沢 博君） 高山浩司議員。

○9番（高山浩司君） 御答弁のほう、ありがとうございます。

それではまず初めに、消費税増税についてであります。

まず、消費税が初めに3%を導入されたのが1989年4月であります。そして、3%から5%になったのが1997年4月1日でございますが、これ消費税が上がったことによってどういう影響があったか、どういう社会状況になったかというのを、町長はそのころのことを記憶しているかどうか確認したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大沢 博君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 30年前はちょっと、私はまだ町長になっていませんから確たることは言えませんが、当時からやはり社会保障費がもうそのころからどんどん、今ほどではないですけれども伸びておりましたので、いわゆる直間比率の見直しはしなきゃならないと。要するに所得税とか、そういう直接税に頼るような体質はよくないということで、間接税、

最初は売上税から始まったんですけれども、それはなくなっちゃって今度は消費税という形で成立したわけでありましてけれども、やはりそういった効果というのは着実に私は出てきていると思います。ただ、社会保障費の伸び率が予想以上の伸びを示しているものですから、3%とか5%、今8%ですけれども、なかなか足りないというところだろうと思います。

ヨーロッパのほうではもう20%を超えるような国、幾つかございます。もちろん財政構造というのがヨーロッパと日本と違うとは思いますが、そういった国々もありますので、10%、簡単にいいんじゃないかとは言えませんが、ただ、先ほど申し上げたとおり、社会保障費がどんどん伸びていく中ではこういった消費税の引き上げはやむを得ないと私はそう思っております。

○議長（大沢 博君） 高山浩司議員。

○9番（高山浩司君） わかりました。

消費税で社会保障費を賄うということなんですけれども、実はこれ、ほかの国でやって失敗しているということで、消費税で社会保障を賄っている国は今のところ日本しかないということなんです。それは失敗しているからということです。残念ながらこういう事実とかはなかなかマスコミ等は報道されていませんけれども、ネットとかで探せばこういうのが出てきている状況です。

さらに、消費税3%に上げて、そして5%に上げるまでの期間、確かに消費税、つくったことで大体5.6兆円ぐらい消費税増税しました。ところが、全体から見ると2年間は全体として増税になりましたが、その後やっぱり景気が悪くなって、全体としての税収は減っているんです。そして3%から5%になる時点、このときも3%導入したときの全体が54.9兆円、3%から5%にするときがそこまで景気が戻っていなくて、全体として53.9兆円の時、景気がまだよくなっていない段階でまた消費税を導入して、ではどうなったか。そこから御存じのように景気が悪くなって、就職氷河期とかそういうことになっているわけです。

前回、2014年4月に5%から8%に上げるまでずっと景気が悪くて、その間、景気が悪くても確かに消費税率は、消費税の分は安定して税収は入ってきていました。ところが、最悪のときは全体の税収が38.7兆円です。半分以下ぐらい、半分まではいかないですけれども3分の2ぐらいまでの状況になっていて、その間、じゃどうなったかといいますと、自殺者数でいきますと、3%から5%になった1997年の翌年から今まで、2万5,000人前後の自殺者が3万人を突破することになりました。それからずっと、安倍政権になるまで14年間ですか、ずっと自殺者数は3万人。そしてその間、この前、厚生労働省が発表したひきこもり、こち

らのほうも中高年層のひきこもりが61万人ですか、こういう状況をつくっているわけです。

確かに、財務省はツケを後世に残さないために増税すると言っておりましたが、これも後世に残すのではなくて、後世に負を残している状況が私は消費税増税だと思っております。そのことを踏まえて、それでもやはり町長は増税すべきだと思っているのかどうか、確認したいと思います。

○議長（大沢 博君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 消費税増税の時点で、景気がそれによって悪くなっていると、確かにそういう部分もあるとは思いますが。現に、今10%に上げようとしている、10月ですか、政府もその辺を懸念して景気対策をどんどんやると、さらには何か、さらにこれから打ち出すというような話も聞いております。

ただ、先ほど来言っているとおり、いわゆる間接税、直間比率を上げないと、やっぱり安定した財源であることは間違いないですよ。ただ、ほかのほうの税収が下がってしまうと、そういうところが確かに高山議員の言うことも一理はあると思いますけれども、やはり過去2回、高山議員が言うように延期しているわけですが、やはり私はもう10%は、先ほども言いましたけれどもやむを得ないと。ただし、先ほど言ったとおり政府の景気対策、何かプレミアム商品券がどうだとかさまざまやるようでありますけれども、その辺もしっかりしていただきたいなとは思っています。

○議長（大沢 博君） 高山浩司議員。

○9番（高山浩司君） わかりました。

町長の姿勢は変わらないということはわかりました。ただし、ここでもう一度言いたいですけれども、先ほど町長が言いましたように、消費税上げると景気が悪くなる、景気対策やると、その時点でやっぱり矛盾していると思います。景気が悪くなるのであれば消費税上げなければいい話だと思うんですが。その辺は捉え方の違いかもしれません。

ただし、なぜこういう話をしたかといいますと、消費税対策というか、導入しようと、その方向でなるだろうと思って準備している企業の方々いろいろあると思いますが、まだ間に合うという話です。消費税これからストップしても、景気が悪くなるようだったら消費税を上げないほうが良いという決断がまだできるという話なので、ぜひそういう方向で町長も表明していただければ、消費税を上げない方向に行くんじゃないかなという思いがあります。これ以上答弁は求めませんが、ぜひその辺を考えていただきたい。

そして、実際1,000兆円、国に借金がありますというふうな話なんですけれども、ただし、

やはり借金ばかりクローズアップされて、じゃ資産はどうなんだということは一切出てきていない、これはどういうことか。これは財務省そんたくしているのかという感じもするんですけれども、もとは財務官僚で今、嘉悦大学の教授であります高橋洋一さんという方が、日本で初めて国にバランスシートを導入した方なんですけれども、その人いわく、確かに1,000兆円借金あります。ところが資産も500兆円。そして関連団体の資産も含めれば800兆円。つまり借金は200兆円しかない。これはほかの国と比べても遜色ないというか同じぐらいだという話です。なぜそういうふうに言えるかといいますと、本来1,000兆円もあれば、国の信用がなくなってしまうと、円を売って円貨がかなり安くならなきゃならないはずなんです。ところが全然円安にはなっておりません。また、株価だって信用なくなれば株安になって、今の2万円台なんてキープできないはずなんです。

ということは、海外の方たちはこれはやっぱり知っているわけですね。実際、アメリカのウォール・ストリート・ジャーナルとかは言っているんですけれども、アメリカと今、中国は貿易戦争をやって、逆に今、減税をしていると。そういう中で日本が増税した場合、これ日本初のリーマンショックになるんじゃないかというぐらいのことが言われています。ところがこれまたなかなか報道されていない部分がありまして、ぜひここで知っていただき、またこういう議論を見ていただいて。

一旦決まったものはやらなきゃならないというのは、私はその結果、借金が1,000兆円までいったと思いますので、国の官僚のせいにするだけじゃなくて、やはり職員の方々たちもぜひ、本当に町民のためになるのか、いろいろな施策をやっているときに一歩引いて考えていただいて、一旦決まったからやるというんじゃなく、本当に住民のためになるのか一旦考えていただいて、そこから決めてもらうようにしてもらわないと本当の行財政改革にはならないんじゃないかなと思いますので。そのことをちょっと願いながら、答弁のほうは要りませんで、消費税については質問を終わらせていただきます。

次に、高齢者の免許自主返納について質問いたします。

これまでやってきて175名ということなんですけれども、この周知方法についてお伺いしたいんですけれども、どのような形で周知なさっているのかお伺いします。

○議長（大沢 博君） 服部総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（服部 勤君） 周知方法ですけれども、町では広報等に載せて周知しております。あと、警察署のほうでも免許更新のときに更新に来た方に1度説明しているということです。

○議長（大沢 博君） 高山浩司議員。

○9番（高山浩司君） わかりました。

それで、これまで175人ということなんですが、これ町のほうとしては予定どおりの人数だと思っているのかどうか。あと、それから利用者のバスの1万円券、感想とか利用者から聞いたことはあるかどうかお聞きします。

○議長（大沢 博君） 服部総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（服部 勤君） 人数的にいいますと、思ったより返納する人は少ないのかなと、もうちょっと増えるのではないかなというふうに見込んでいたということです。

実際にバスを利用しているという件数ですけれども、年々増えております。中にはどうしてもバスを利用しない、家族の車に同乗させてもらったりしているという状況にあるようです。

○議長（大沢 博君） 高山浩司議員。

○9番（高山浩司君） わかりました。

バスだとやっぱり時間的な部分とか制約を受ける部分が多いんじゃないかなと思います。そこで提案じゃないんですけれども、要は車を維持するにはすごいお金がかかるわけです。ガソリン代から夏タイヤ、冬タイヤ、あと自動車税と。そういうのをトータルで含めて、年間どのくらい車に実際使っているのかというのをわかりやすくパンフレットにすれば、じゃその分、車維持するようだったら例えばタクシーに月何回乗れるよと、そういう形でやるのも1つの案じゃないかなと思います。一人だけ呼び出しにくくて、もしタクシーが高いのであれば周りの人に声がけして、バスより一緒に同乗したほうが早く行けるし、帰りも時間過ぎますけど家に帰ってこれるという形もあるかと思うんですが。そういうことも検討したらどうかと思うんですけれども、お伺いします。

○議長（大沢 博君） 服部総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（服部 勤君） 車の維持費に関しては、それぞれ個人によって差があると思いますので、一概に幾らぐらいというのはなかなか出すことは難しいかと思えます。

あと、まずこちらのPRの仕方も、一応回数券はもらいましたけれども使わない場合は本人の自由になりますので、家族の方の同乗とか友達の方に同乗して、使わなければ使わなくてもいいということで周知はしたいと思えます。

○議長（大沢 博君） 高山浩司議員。

○9番（高山浩司君） 確かに車によっていろいろあると思いますが、例えば車検とかでもそうですけれども、軽だったらこのぐらいとか、普通の自動車はこのぐらいとかいう形で、一般的な形でいいんじゃないかと思imasuので、そういうこともぜひ検討していただければと思います。

自主返納については以上です。

次に、通学路の危険箇所についてでございますが、まず、定期点検の件ですけれども、実際これ、点検に当たってはこの時期にやるとか、年何回とかそういう規定とかとかいうか、決めているのかどうか。あと、専門家がついてもらっているのかどうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大沢 博君） 志村教育委員会教育課長。

○教育委員会教育課長（志村 要君） 通学路の定期的点検については、ここという日はありませんで、年度当初に学校の関係者で通学路の安全点検を行っているということでありまして、昨年9月とかその前の事故等を受けて、その都度県民局、警察の要請に立ち会って点検しているという形ですが、これについては今後も定期的な部分、また、今把握している箇所に積み増しをして、それをどのように改善したらいいかというのは協議して進めていく必要があると思っています。

以上です。

○議長（大沢 博君） 高山浩司議員。

○9番（高山浩司君） わかりました。

ぜひ安全確認をしていただいて、とにかく子供たちの命を守る方向で進めていただければと思います。あと、例えばガードレール、ここは必要じゃないかなという指摘とかあって、実際に設置するとなった場合、これ費用じゃなくて今度は指摘された場合、どのくらいの期間で設置が可能になるのかどうか。その辺、ちょっとわかっただらお願いします。

○議長（大沢 博君） 松坂建設課長。

○建設課長（松坂 力君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ガードレールの設置にどれぐらいの期間が必要かということでございますけれども、まずガードレールの設置、箇所数にもよりますし、それから請負業者の能力にもよりますので、一概に、例えば1週間で作れるとか、1カ月で作れるとか、そういうことは今現在、明確な答えというのはできないと思います。ただ、1つ言えるのは、やはり緊急を要するとい

うところについては、できるだけ早く設置するようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大沢 博君） 高山浩司議員。

○9番（高山浩司君） わかりました。

なるべく危険箇所が指摘されたら、速やかにできるような形にさせていただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大沢 博君） これをもって「一般質問」を終結いたします。

○議長（大沢 博君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

明14日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時56分 散会

五戸町議会第28回定例会会議録

第3号

議 事 日 程 第 3 号

令和元年6月14日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第1号並びに議案第45号から議案第62号まで
(質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 第 2 議案第63号 人権擁護委員の候補者の推薦について
(町長提出)
- 第 3 議会案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案
(三浦俊哉議員外5名提出)

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第1号並びに議案第45号から議案第62号まで
(質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 日程第 2 議案第63号 人権擁護委員の候補者の推薦について
(町長提出)
- 日程第 3 議会案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案
(三浦俊哉議員外5名提出)

○ 出席議員 17名

議 長	大 沢 博 君	副 議 長	古 田 陸 夫 君
3 番	相 内 樹 里 君	4 番	柏 田 匡 智 君
5 番	川 崎 七 洋 君	6 番	鈴 木 隆 也 君
7 番	大久保 和 夫 君	8 番	豊 田 孝 夫 君
9 番	高 山 浩 司 君	1 0 番	大 沢 義 之 君
1 1 番	尾 形 裕 之 君	1 2 番	松 山 泰 治 君
1 3 番	川 村 浩 昭 君	1 4 番	沢 田 良 一 君
1 6 番	三 浦 專 治 郎 君	1 7 番	柏 田 雅 俊 君

1 8 番 三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 石 田 博 信 君 主 査 川 内 剛 士 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	三 浦 正 名 君	副 町 長	大 久 保 均 君
参事・総務課長 事務取扱	服 部 勤 君	総合政策課長	高 谷 忠 憲 君
企画財政課長	手 倉 森 崇 君	税 務 課 長	赤 坂 恵 一 君
福祉課長	高 嶋 伸 治 君	健康増進課長	晴 山 正 子 君
住民課長	竹 洞 晴 生 君	農 林 課 長	中 村 弘 幸 君
建設課長	松 坂 力 君	会 計 管 理 者	沢 向 満 雄 君
総合病院事務局長	佐々木 俊 弥 君		
教育委員会			
教 育 長	柳 町 靖 彦 君	教 育 課 長	志 村 要 君
農業委員会			
会 長	岩 井 壽 美 雄 君	事 務 局 長	舛 沢 実 君
選挙管理委員会			
委 員 長	金 澤 孝 吉 君		
代表監査委員	前 田 一 馬 君		

午前10時 開議

○議長（大沢 博君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（60） 巻末掲載〕

○議長（大沢 博君） 日程第1「報告第1号並びに議案第45号から議案第62号までの19件」を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第45号から議案第62号まで」の18件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第45号から議案第62号」までの18件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 討論なしと認めます。

これより「議案第45号から議案第62号」までの18件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第45号から議案第62号」までの18件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第45号から議案第62号」までの18件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大沢 博君） 日程第2「議案第63号 人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第63号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第63号」は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 討論なしと認めます。

これより「議案第63号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第63号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第63号」は、これに同意することに決定しました。

○議長（大沢 博君） 日程第3「議会案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案」を議題といたします。

提出者を代表して三浦俊哉議員から提案理由の説明を求めます。

三浦俊哉議員。

〔18番 三浦俊哉君 登壇〕

○18番（三浦俊哉君） ただいま議題となりました「議会案第1号」について、提案理由の説明を行います。

説明は、お手元に配付されております意見書の案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

案文を朗読いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日

青森県五戸町議会

以上、提出議案について御説明申し上げましたが、御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔18番 三浦俊哉君 降壇〕

○議長（大沢 博君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議会案第1号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、「議会案第1号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 討論なしと認めます。

これより「議会案第1号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議会案第1号」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、「議会案第1号」は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました「議会案第1号」の意見書の提出については、私に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定しました。

○議長（大沢 博君） 次に、総務常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました「申出書」のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大沢 博君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

〔閉会中の継続審査申出書 巻末掲載〕

○議長（大沢 博君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

町長から御挨拶があります。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 五戸町議会第28回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、提出いたしました諸議案につきまして御審議いただきました結果、いずれも原案のとおり御決定を賜りまして、ありがとうございました。

さて、私は6月26日をもって町長職を退任いたします。

議員の皆様方には、長い間にわたって私の町政運営に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございました。

20年間にはいろいろなことがありましたが、幾つかお話しいたします。

1つ目は、何といても平成の大合併であります。

県から示された枠組みは、八戸市を中心とした三戸郡及び上北郡の一部でありましたが、八戸市からの呼びかけがあった時点で、既に、新郷村、倉石村、五戸町の町村長は、3町村で合併する方針でありました。

その後、紆余曲折があり、結果的には倉石村、五戸町の2町村で青森県第1号の合併を果たしたわけであります。

小さな枠組みでの合併ということで、多少の不安はありましたが、合併記念の歩行者天国のお立ち台で久保倉石村長とかたい握手を交わしたとき、銀座通りを埋め尽くした人出を見て、これによかったんだと感激したのを今でもよく覚えております。

2つ目は、忘れもしない平成11年10月28日の集中豪雨による大災害であります。

今でいうゲリラ豪雨でありました。死者1名、公共の土木施設、農業用施設を中心に総額17億4,000万円の被害であり、激甚災害に指定されました。当日、私は町内を視察し、役場に戻り途方に暮れておりました。しかし、早く手を打たなければと思い、早速当時の木村守男県知事に連絡したのでありますが、不在でありました。

夜中の11時ごろ、ようやく県知事本人から連絡があり、明朝6時に五戸町に入るから待っていてくれという話でありました。そして、そのとおり県知事が来てくれました。大変心強く感じたことを覚えております。

3つ目は、東日本大震災であります。

五戸町は東北地方太平洋沿岸に比較して被害は少なかったのですが、地震発生直後から停電し、3日間ほど続いたと記憶しております。役場では非常用発電機を作動させましたが、テレビからの映像を見て啞然としました。

私は3日間役場に泊まり込みましたが、2日目の夜、町内をパトロールしたとき中央商店街の明かりは全くなく、ゴースタウンと化した異様な光景を目にしました。

さらには、原発事故発生後、とある情報が入り、青森県にも放射能汚染の危険性があるということでありました。

五戸町、そして、青森県はこれからどうなるんだと身が震えたものであります。

4つ目は、財政の健全化であります。

町長就任当初から、五戸総合病院の慢性的な赤字経営は大きな問題でありました。

病院を支援する町の財政を圧迫し、このままでは町そのものが財政破綻する可能性があるということで、非常手段として病院職員はもとより役場職員の給料カットも考え、実際、役場職員全員を集め説明したこともありました。

結果的には、それは実行しませんでした。さまざまな経営改善により病院経営はここ数年健全化が進んでおります。そして、町の財政は現在、基金残高が過去最高額となっております。

これから新町長に交代となりますが、積極果敢な施策展開に期待するところ大であります。

ただし、公共施設、設備等の老朽化に伴い、大規模修繕、長寿命化に多額の費用を要することから、財政状況をにらみながら健全な町政運営に努めていただきたいと思います。

議員の皆様方には、長い間お世話になりました。

結びに、五戸町の今後ますますの繁栄と議員の皆様方の御活躍、御健勝をお祈り申し上げます。退任の挨拶と閉会に当たってのお礼の言葉といたします。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（大沢 博君） これにて五戸町議会第28回定例会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長 大 沢 博

五戸町議会副議長 古 田 陸 夫

会議録署名議員 高 山 浩 司

会議録署名議員 大 沢 義 之

会議録署名議員 尾 形 裕 之